返還のてびき

平成24年度(2012年度)

一平成24年9月から平成25年8月(予定)貸与終了者―

奨学金の返還

-後輩に希望をつなぐ「バトン」です。-

- ・返還完了まで大切に保管し、利用してください。
- ・奨学金は貸与されたものです。最後まで責任を持って返還しましょう。



目 次

I 奨学金の返還

1. 奨学金の返還方法 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	
(1) 割賦方法 •••••••	
(2) 口座振替日 ••••••	···· 1
(3) 返還期間 (回数)	···· 1
(4) 割賦金	2
2. リレー口座による返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 加入手続 ••••••	2
(2) 口座振替加入通知および返還についてのお知らせ	•••• 2
(3) 振替案内 ••••••	<u>3</u>
(4) リレー口座の変更 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	3
(5) 返還完了通知 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	3
3. 住所・電話番号等の変更、連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先(機関保証)の変更・・・・	
(1) 転居・改氏名・勤務先 (変更) 届 (電話番号変更を含む)	
(2) 連帯保証人変更届,保証人変更届	
(3) 本人以外の連絡先(機関保証)変更届 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	g
4. 繰上返還 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	4
5. 返還期間(回数)の変更 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	4
(1) 機構で複数の奨学金を借用した場合	
(2) 期間短縮をする場合	
6. 外国に在留している期間の返還 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	
(1) 外国送金の留意点	
(2) 外国から送金する場合の金融機関	
7. 返還金の延滞	6
(1) 延滞金 ••••••	6
(2) 督促 ••••••	6
(3) 個人信用情報機関への登録 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	6
(4) 法的処理 ••••••	7
(5) 代位弁済の請求と実行	7
8. 在学猶予 (大学, 大学院, 高等専門学校, 専修学校に在学している場合)	
9. 返還が困難になった場合 減額返還・返還期限猶予	
(1) 減額返還(約束どおりの返還は困難であるが半額ならば返還できる場合)	
(2) 一般猶予(災害,傷病,経済困難,失業などの事情で返還が困難な場合)	
(3) 所得連動返還型無利子奨学金の猶予	
10. 返還の免除	10
(1) 死亡による免除	10
(2) 精神もしくは身体の障害による免除	10
(3) 特に優れた業績による返還免除	10
Ⅱ 機関保証制度に加入している方へ	
1. 機関保証制度加入者の返還	
2. 奨学金の返還を延滞した場合	
3. 保証料の返戻	16
Ⅲ 第一種奨学金の貸与を受けた方へ	
1.返還期間(回数)と割賦金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 月賦返還 ••••••	
(2) 併用返還	
(3) 第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けた場合	··· 17
2. 延滞金 ••••••	··· 17
(1) 平成 17 年 3 月以前に奨学生に採用された方	
(2) 平成 17 年 4 月以降に奨学生に採用された方	··· 17
3 返還金の充当順位	

4. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除	 18
(1) 特に優れた業績による返還免除とは	
(2) 具体的な評価項目	•• 18
(3) 返還免除を願い出る前に	 18
(4) 返還免除の願出と認定	
(5) 一部免除の認定を受けた場合および認定されなかった場合	
(全額免除の認定を受け、他の奨学金の返還がある場合を含む)の返還	•• 18
(6) 特に優れた業績による返還免除申請中の猶予	
5. 報奨金 ···································	
Ⅳ 第二種奨学金の貸与を受けた方へ	10
1. 返還期間 (回数)	•• 19
(1) 月賦返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 併用返還 ······	
(3) 第二種奨学金に併せて第一種奨学金の貸与を受けた場合	
2. 割賦金 ·······	
3. 利息と利率	
(1) 平成 19 年 3 月以前に奨学生に採用された方	
(2) 平成 19 年 4 月以降に奨学生に採用された方	
4. 延滞金	
5. 返還金の充当順位 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	
V 返還誓約書の記入と提出(平成22年3月以前採用者)	
1. 返還誓約書の記入 ····································	•• 22
(1) 人的保証(連帯保証人・保証人)の選任の条件	
(2) 親権者·未成年後見人 ····································	
(3) 人的保証から機関保証への変更	
2. 返還誓約書の提出 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	
3. 返還誓約書記入例 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	•• 24
(1) 第一種奨学金 人的保証(連帯保証人と保証人による保証)の場合	•• 24
(2) 第一種奨学金 機関保証の場合	
(3) 第二種奨学金 人的保証(連帯保証人と保証人による保証)の場合	•• 30
(4) 第二種奨学金 機関保証の場合	·· 33
Ⅵ 貸与奨学金返還確認票の確認(平成22年4月以降採用者)	
1. 内容の確認 ····································	· · 36
2. 内容の変更	· 36
3. リレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピーの提出	 36
Ⅵ 各種願出用紙	
○ 返還保証書	
○ 転居・改氏名・勤務先(変更)届 ····································	
○ 連帯保証人変更届 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	
○ 保証人変更届 •••••••	
○ 本人以外の連絡先(機関保証)変更届 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○ 繰上返還申込書 ····································	
○ 奨学金返還期間変更願 ••••••••••••••••••••••••••••••••••••	
○ 在学届 ···································	
○ 奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
○ 在学期間短縮届 ····································	
○ 奨学金減額返還短縮願・奨学金返還期限猶予短縮願 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
機構からの情報提供について	
寄附金募集のご案内	
お問い合わせ先について 裏	表紙

I 奨学金の返還

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という)の奨学金は、あなたの在学期間中に貸与したものであり、必ず返還する義務があります。返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与するしくみとなっており、返還が円滑に行われないと、後輩の奨学金貸与に重大な支障をきたすこととなります。

一人ひとりが奨学生としての責任を果たすことによりはじめて成り立つこの制度の仕組みを理解していただき。約束どおり必ず返還してください。

1. 奨学金の返還方法

(1) 割賦方法

月賦返還、月賦・半年賦併用返還(以下「併用返還」という)の2種類があります。

- ア. 月賦返還……割賦金を返還回数に応じて、毎月引き落とします。
- イ. 併用返還……借用金額を二分して得た割賦金を, 月賦分は毎月, 半年賦分は6か月ごとに引き落とします。

割賦方法は返還誓約書で選択します。返還しやすい方法を選択してください。全額繰上返還を希望する場合でも選択してください。なお、返還誓約書で決めた割賦方法は原則として変更できません。

(2) 口座振替日

振替(引落し)日は次のとおりです。

返還方法 1回目の振替日		2回目以降	
月賦返還 借用期間終了の翌月から数えて7か月目の27日		毎月27日	
	月賦分	借用期間終了の翌月から数えて7か月目の27日	毎月27日
併用返還	半年賦分	借用期間終了の翌月から数えて6か月経過後の1月または 7月のいずれか早い月の27日	1月および 7月の27日

なお、振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日に引き落とします。

平成25年3月満期者の場合, 月賦返還および併用返還の月賦分の第1回目は平成25年10月28日です。 また、併用返還の半年賦分の第1回目は平成26年1月27日です。

(3) 返還期間(回数)

貸与総額(借用金額)および割賦方法に応じて決まります。

- ア. 月賦返還……貸与総額を「奨学金返還年数算出表」に定める割賦金の基礎額で割って得た返還 年数の12倍の回数となります。
- イ. 併用返還……月賦分の返還回数は上記アと同じです。

半年賦分の返還回数は貸与総額を「奨学金返還年数算出表」に定める割賦金の基礎額で割って得た返還年数の2倍の回数となります。

【奨学金返還年数算出表】

貸与総額	割賦金の基礎額	貸与総額	割賦金の基礎額
200,000円以下	30,000円	1,300,001円~1,500,000円以下	110,000円
200,001円~400,000円以下	40,000円	1,500,001円~1,700,000円以下	120,000円
400,001円~500,000円以下	50,000円	1,700,001円~1,900,000円以下	130,000円
500,001円~600,000円以下	60,000円	1,900,001円~2,100,000円以下	140,000円
600,001円~700,000円以下	70,000円	2,100,001円~2,300,000円以下	150,000円
700,001円~900,000円以下	80,000円	2,300,001円~ 2,500,000円以下	160,000円
900,001円~1,100,000円以下	90,000円	2,500,001円~3,400,000円以下	170,000円
1,100,001円~1,300,000円以下	100,000円	3,400,001円以上	総額の20分の1

20

30

10

(4) 割賦金

第一種奨学金の場合、割賦方法に応じた返還回数により貸与総額を均等に返還します。 第二種奨学金の場合、割賦方法に応じた返還回数により元利均等で返還します。 詳しくは、第一種奨学金については17頁、第二種奨学金については19頁をご覧ください。

2. リレー口座による返還

奨学金の返還は、口座振替(引落し)により行います。返還を迅速、確実に行うことができます。 口座振替による返還方法および返還に使用する口座を機構では「リレー口座」と呼んでいます。必ず 全員が加入しなければなりません。

(1) 加入手続

平成22年3月以前採用者は、返還誓約書を学校に提出する前(3月満期者は学校が指示する期日まで)に金融機関の窓口でリレー口座の加入手続を行い、金融機関から受け取ったリレー口座加入申込書の「預・貯金者控」のコピーを返還誓約書に添付して学校に提出してください。

平成22年4月以降採用者は、採用時に返還誓約書を学校に提出していますので、貸与終了時(3 月満期者は学校が指示する期日まで)に金融機関の窓口でリレー口座の加入手続を行い、金融機 関から受け取ったリレー口座加入申込書の「預・貯金者控」のコピーを学校に提出してください。

[取扱金融機関]

ゆうちょ銀行, 都市銀行, 地方銀行, 第二地方銀行, 信託銀行, 信用金庫, 労働金庫

※ 信用組合,農業協同組合,外国銀行,その他一部銀行(新生銀行,あおぞら銀行,セブン銀行等)では取り扱っていません。

加入手続は、以下のようになります。

- ア.「リレー口座加入申込書」(「日本学生支援機構奨学金返還自動払込利用申込書・日本学生支援機構奨学金返還預金口座振替依頼書」)によって、**金融機関の窓口**で加入手続をします。その際、申込用紙には今回貸与終了する奨学生番号を記入してください(併用貸与の場合は第一種奨学金、第二種奨学金のどちらかの番号を記入してください)。
- イ. 金融機関から様式3の「預・貯金者控」のみを受け取ってください(申込書は3枚複写になっています。1枚目の様式1は金融機関用,2枚目の様式2は金融機関から機構に送付されます)。なお、その際に、取扱店の受付印が押されていることを確認してください。
- ウ. 口座振替の手数料は無料です。
- エ. 奨学金を受けていた口座をリレー口座として利用することができます。ただし、「リレー口 座加入申込書 |で改めて加入手続をする必要があります。
- ※ 「リレー口座加入申込書 |に注意事項が記載されていますので、ご参照ください。
 - 【リレー口座加入申込書の記入上の注意】
 - ① リレー口座加入申込書の下段(◆共通記入欄)の住所は、郵便物が確実に届く住所を必ず 記入してください。
 - ② 勤務先が決まっている場合は、リレー口座加入申込書に必ず記入してください。

(2) 口座振替加入通知および返還についてのお知らせ

リレー口座加入後「口座振替加入通知」で返還の明細をお知らせします(3月満期者には機構に登録された住所に8月上旬頃送付します)。振替開始月、振替口座等を必ず確認し、振替日に残高不足で振替不能にならないよう注意してください。第二種奨学金の貸与を受けた方は、確定した借用年利率をあわせてお知らせします。「口座振替加入通知」は、返還が完了するまで大切に保管してください。

なお,人的保証の場合は、別途連帯保証人および保証人宛に「返還についてのお知らせ」を送付 します。 0

(3) 振替案内

原則として毎年1回(月賦返還は5月,併用返還は7月),返還残額(第二種奨学金の場合は残元金等)と次回振替額を記した「振替案内」を機構に登録された住所に送付します。

(4) リレーロ座の変更

金融機関、口座番号を変更する場合は、改めて金融機関の窓口で申込手続を行ってください。 申込用紙は機構のホームページから請求してください。ホームページからの請求が困難な場合は、 ナビダイヤル(裏表紙参照)または機構(39頁参照)に請求してください。金融機関への手続後、新 口座からの振替月日を「振替開始通知」でお知らせします。

なお、新口座からの振替開始までに金融機関の窓口で手続き後1~2か月程度かかります。新口座からの振替が開始するまでは旧口座から引き落としますので解約をしないでください。

(5) 返還完了通知

10

30

40

返還が完了したときは「返還完了通知」を本人宛に送付します。

3. 住所・電話番号等の変更、連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先(機関保証)の変更

住所、電話番号等に変更があった場合は速やかに必ず届け出てください。届出がない場合、機構からの重要な通知が届かなくなり、延滞金が賦課される原因になる等大変不利なことも生じます。

(1) 転居・改氏名・勤務先(変更)届(電話番号変更を含む) 「様式は41頁]

本人や連帯保証人,保証人,本人以外の連絡先(機関保証)の氏名,住所,電話番号,勤務先等に変更があった場合に用います。

変更する対象者(例えば、本人の住所変更届出の場合は本人)に○をつけて、「転居・改氏名・勤務先(変更)届」を提出してください(提出先は39頁参照)。ナビダイヤル(裏表紙参照)でも受け付けます。また、スカラネット・パーソナルでは、本人の転居・改姓・勤務先変更等についての届出ができます(56頁参照)。

変更する対象者が複数(本人と連帯保証人、本人と本人以外の連絡先(機関保証)等)の場合は、それぞれの分を作成して提出してください。

(注)改氏名届では口座名義の変更はできません。金融機関に名義変更を届出のうえ、ナビダイヤルまたは機構へ郵便・FAXで連絡してください。

(2) 連帯保証人変更届、保証人変更届[様式は42, 43頁]

連帯保証人、保証人が死亡等で、別の人に変更する場合に用います。速やかに郵送で届け出てください(提出先は39頁参照)。

ア. 連帯保証人を変更する場合

新たに連帯保証人となる人が自署・押印し、<u>印鑑証明書および収入に関する証明書</u>(源泉徴収票、市区町村発行の所得証明書等)を添付してください。

イ. 保証人を変更する場合

新たに保証人となる人が自署・押印をし、印鑑証明書を添付してください。

ウ. 4親等以内の親族でない人を連帯保証人、保証人にする場合 上記ア、イの他に、奨学生番号毎に返還保証書(様式は40頁)および資産等の状況を証明する 書類を提出してください。

(3) 本人以外の連絡先(機関保証)変更届[様式は44頁]

機関保証制度加入者が届け出てある本人以外の連絡先を別の人に変更する場合に用います。速 やかに郵送で届け出てください(提出先は39頁参照)。届け出てある人の住所等に変更があった場 合は、この様式ではなく、(1)の様式を使用してください。

4. 繰上返還

全額または一部を繰上返還することができます。希望するときは、繰上返還を希望する月の1か月前までに、何回分を返還するのか、ナビダイヤル(裏表紙参照)に連絡してください。郵送、FAXで申し込む場合は、機構所定の「繰上返還申込書」(様式は45頁)に必要な項目を記入して提出してください。

ナビダイヤルで受付後または「繰上返還申込書」を受付後、あらためて27日の振替日に引き落とされる金額を、振替月の中旬頃に「繰上返還通知」で連絡します。振替月の中旬頃になっても機構から「繰上返還通知」が届かない場合はナビダイヤルにお問い合わせください。

一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。翌月からの返還は通常どおりです。

なお、第二種奨学金については、繰上返還をした場合、その繰上にあたる期間の利息はかかりません。ただし、繰上返還をしても据置期間利息(19頁参照)はかかります。

【繰上返還における注意事項】

- ① 返還誓約書に繰上返還希望の旨を記入または繰上返還申込書を添付しても繰上返還はできません。
- ② 併用返還の人が一部繰上返還をする場合, 月賦返還部分のみ一部繰上返還となり, 半年賦返還部分については一部繰上返還とならない場合があります。
- ③ 繰上返還申込書の受付は、繰上返還を希望する月の1か月前に締め切ります。締め切り前3か月間が申込期間となります。

〔例〕 10月27日に繰上返還を希望する場合



http://www.jasso.go.jp/henkan/oshirase/kuriage.html

5. 返還期間(回数)の変更

(1) 機構で複数の奨学金を借用した場合

二口以上の返還金(奨学生番号)がある人は、それぞれの借用金額に応じた返還期間(回数)となりますが、その合計金額を「奨学金返還年数算出表」(1頁参照)の割賦金の基礎額で割って得た年数で返還することができます。

返還期間の変更を希望する場合は、リレー口座に加入後、期間変更を希望する月の2か月前に 申し出てください(様式は46頁)。ただし、延滞している場合は認められません。

(2) 期間短縮をする場合

返還期間の短縮を希望する場合は、機構に連絡してください。ただし、延滞している場合は認められません。

10

20

6. 外国に在留している期間の返還

外国に在留している期間の返還についてもリレー口座で行います。外国に行く前に住所変更の手続き(国内の連絡先を指定)をし、日本国内の金融機関でリレー口座に加入して、口座振替ができるようにしておいてください。その後は、定期的に残高を確認し、残高不足にならないようにしてください。上記の方法がどうしてもとれない場合は、機構指定の口座(下記参照)に送金してください。ただし、外国からの送金は、手続が複雑なうえ送金手数料(本人負担)もかなり高額で、機構の口座へ入金されるまでにはかなりの時間がかかります。

(1) 外国送金の留意点

- ア. 送金手数料, 関係銀行手数料等はすべて本人の負担となります。送金額に日本国内で要する 手数料を加算し, 送金してください。
- イ.振込等に際しては、住所、氏名の他に奨学生番号(カタカナの記号はローマ字で)を参照記号 (reference)として、通信欄(message)に必ず記入してください。 奨学生番号と氏名が確認できないと、送金されても奨学金として入金処理ができません。
- ウ. 通貨は〈円建送金〉と指定してください。〈円〉以外の通貨では、為替レートの変動により過不 足が生じることがありますので、ご注意ください。
- 工. 入金年月日は. 送金日ではなく機構の口座に入金された日付となります。

(2) 外国から送金する場合の金融機関

ア. 銀行の振込送金(この方法が最も確実です) 下記の口座は、外国送金受入れ口座なので、日本国内からの送金はしないでください。

受取人名	預金種目	振込先銀行(口座番号)
JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION		三菱東京UFJ銀行 本店(7640389) (Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.) Swift Code: BOTK JPJT 〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1 TEL: 03-3240-1111
10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN **送金時の受取人名は上記のとおり記入してください。	普通預金	三井住友銀行 東京公務部 (0126843) (Sumitomo Mitsui Banking Corporation) Swift Code: SMBC JPJT 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-6-12 TEL: 03-3591-2021

イ. 外国郵便為替による送金(取り扱わない国もあります)

現地の郵便局で下記の宛先の外国郵便為替を作成し、奨学生番号を通信欄または氏名欄に記入して送金してください(円建送金ができない国もあります)。

所在地	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 (10-7 ICHIGAYAHONMURA-CHO SHINJUKU-KU TOKYO JAPAN)
名 称	日本学生支援機構(JAPAN STUDENT SERVICES ORGANIZATION)

20

10

7. **返還金の延滞**(11頁 資料1 参照)

口座の残高不足により請求額を引き落とすことができなかったときは、翌月の振替日に当月分と 合わせて引き落とします。延滞金も賦課されます。

(1) 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞金が課されます。 詳しくは、第一種奨学金については17頁、第二種奨学金については21頁をご覧ください。

(2) 督促

機構または機構が委託した債権回収会社等から以下の措置を行います。

ア. 文書

本人または預貯金者宛に「振替不能通知」を送付します。人的保証の場合は、連帯保証人や保証人宛にも「督励状」を送付します。

機構からの文書を確実に受け取れるよう、住所変更があれば届け出てください。

イ. 電話

本人,連帯保証人,保証人に対して,文書と同時に電話でも督促を行います。 機構からの電話を確実に受けられるよう,電話番号の変更があれば届け出てください。

ウ. 連帯保証人・保証人への請求 本人からの返還がない場合には、連帯保証人や保証人へ請求書を送付します。

エ. 自宅への訪問

(3) 個人信用情報機関への登録(12頁 資料2 参照)

- ア. 延滞3か月以上(新たに返還を開始する者は、返還開始後6か月経過時点以降)となった場合、「返還誓約書」の個人信用情報同意条項(またはすでに提出されている「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の同意条項)に基づき、個人信用情報機関(全国銀行個人信用情報センター)に個人情報を登録します。一般のローンでは、借用時に情報提供することになっていますが、機構の奨学金の場合は、上記に該当する延滞者本人のみが登録されます。
- イ. 一度情報が登録されると、延滞を解消しても、返還の情報は継続して登録され、返還が完了 してから5年間が経過するまで登録されています。
- ウ. 個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、その情報を参照した金融機関より「経済的信用が低い」と判断され、クレジットカードの発行および利用の停止、自動車や住宅のローン等が組めなくなる場合があります。

個人信用情報機関に登録されると…



奨学金の返還において,延滞が3か月以上となった場合, 個人信用情報機関にあなたの個人情報が登録されることになります。



(4) **法的処理**(11頁 資料1 参照)

延滞が続くと、次のような民事訴訟法に基づく法的措置を執ります。

ア. 支払督促申立予告

延滞し、督促しても返還しない場合は、返還期限が到来していない分を含め、返還未済額の全部、利息および延滞金の一括返済を請求すると共に、支払督促を申し立てることの予告をします。

イ. 支払督促申立

支払督促申立予告で支払いを求めた返還期限を過ぎてもなお返還しない場合は、裁判所に支払督促の申立をします。

ウ. 仮執行宣言付支払督促申立

支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促の申立をします。

工. 強制執行

10

20

30

40

仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還しない場合は,強制執行の手続きを執ります。

【注 意!】

- ① 支払督促以降の手続きにかかった費用は、返還者の負担になります。
- ② 返還金の充当順位は、督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息 (第二種奨学金のみ)、最後に元金の順になります。

(5) 代位弁済の請求と実行(11頁 資料1 参照)

機関保証制度加入者が延滞した場合,一定期間の督促後,機構は保証機関である公益財団法人 日本国際教育支援協会に奨学金の返還残額(元金,利息,延滞金の合計額)を請求します。保証機 関は返還者に代わって奨学金の返還残額を機構に支払います。これを代位弁済といいます。

代位弁済後は、保証機関が返還者に対し代位弁済額の返済を請求します。返還者は、保証機関に代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞った場合は、年10%の遅延損害金が加算され、返済に応じない場合は、法的措置を執られます。

詳しくは、16頁「Ⅱ 機関保証制度に加入している方へ |をご覧ください。

8. 在学猫予(大学、大学院、高等専門学校、専修学校※に在学している場合)

大学,大学院,高等専門学校,専修学校※の高等課程または専門課程に在学している場合,在学している期間は願出により返還期限が猶予されます。「在学届」(様式は48頁)を在学している学校に提出してください。

※ 専修学校の場合

専修学校の高等課程または専門課程で標準修業年限が2年以上のもののうち、次の分野・学科に在学中の場合が対象となります。

在学猶予の対象となる分野・学科かどうかは、在学中の専修学校の奨学金担当窓口で確認してください。

〔在学猶予が認められる各分野と学科〕

- ①工業,農業,医療,衛生,教育,社会福祉,商業実務関係の各分野に属する全学科
- ②服飾, デザイン, 写真, 外国語, 音楽, 美術に関する学科

ア. 入学した場合

在学届を入学した学校に提出してください。時期によっては学校がまとめて機構に提出します。 ただし、機構の第一種奨学金または第二種奨学金の「採用候補者決定通知」を受領した人は、進 学届に前奨学生番号を記入して提出すれば在学届を提出する必要はありません。進学届を提出し ない(予約採用を辞退する)場合は、在学届を提出してください。

-7-

【注 意!】

- ① 大学の通信教育部または放送大学に全科履修生として在学している場合は、1年ごとに在学届を提出してください。
- ② 外国の大学などに留学した場合は、在学届ではなく「奨学金返還期限猶予願」(様式は49頁 ~50頁)と「在学証明書(原本)」(日本語訳を添付)を提出してください。なお、日本の大学(院)に在籍しながら外国の大学などに留学する場合は、日本の大学(院)の在学届の提出により在学猶予されます。
- ③ 以下の場合は在学猶予の対象となりません。一般猶予(9頁参照)を参照してください。
 - ・聴講生、研究生、選科履修生、科目履修生等の場合
 - ・外国留学のうち、大学、大学院以外の在学期間9か月未満の学校に在籍する場合
- イ. 奨学金を辞退した場合

在学届の提出により卒業時(最短卒業予定年月)まで返還期限が猶予されます。

- ウ. 留年により卒業期が延期された場合 1年ごとに在学届を提出してください。
- エ. 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなった場合 卒業等により在学猶予を受ける資格がなくなります。届出済みの在学期間は短縮となります ので「在学期間短縮届」(様式は53頁)を機構へ提出してください(39頁参照)。

9. 返還が困難になった場合 減額返還・返還期限猶予

災害,傷病,経済困難,失業など返還できない事情が生じた場合,割賦金額の減額または返還期限 の猶予を願い出ることができます。

(1) 減額返還(約束どおりの返還は困難であるが半額ならば返還できる場合)

事情により毎月約束どおりの返還は困難であるが、減額すれば返還できる場合、当初の割賦金額を1/2に減額して2倍の返還期限(6か月分の割賦金を12か月で返還)で返還することができます。1年ごとに願い出て、適用期間は最長10年(5年分の割賦金を10年で返還)まで延長可能です。

「奨学金減額返還願」(様式は49頁~50頁)に必ず証明書(15頁<u>資料4</u>参照)を添付して,希望月の前月末までに,機構に願い出てください(39頁参照)。

- ア. 返還予定総額は変更されません。
- イ、延滞になる前にすみやかに提出をお願いします。希望月の前月末までに願い出てください。
- ウ. 奨学金減額返還願に記入する「希望減額返還期間」は、実際に返還が開始する月(平成25年3月 卒業の場合は平成25年10月)以降の12か月以内の期間となります。
- エ. 奨学金減額返還願や証明書に不備がある場合は返送します。

〔主な返送理由〕

- ① 正しい証明書が添付されていない(15頁 資料4 参照)。
- ② 奨学金減額返還願に押印漏れ、または[事情]・[今後の返還見通し]などに記入漏れがある。
- ③ 減額返還を願い出る奨学生番号(過去に貸与終了した奨学金を含む)について,「個人信用情報の取扱いに関する同意書」が提出されていない。
- ④ 審査の時点で延滞している。
- オ.減額返還の願出には直近の証明書の添付が必要なため、希望する月の4か月以上前に提出があった場合は返送となります(例:希望する減額返還の開始月が10月の場合、8月頃提出する)。
- カ. 審査があり、審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き請求、督促が行われます(証明書の添付がないなど、願出に不備があった場合は認められません)。
- キ、経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安

給与所得者	年間収入金額300万円以下
給与所得者以外の場合	年間所得金額200万円以下

10

- ク. 証明書等でわからないことがありましたら、機構ホームページQ&Aなどを参照してください。
- ケ. 減額返還中でも通常の割賦金額の返還に戻ることができます。通常の割賦金額での返還再開 を希望する月の前月末までに「奨学金減額返還短縮願」(様式は54頁)を機構へ提出してくださ い(39頁参照)。

【注 意!】

10

20

40

- ① 延滞している場合は対象になりません。願出時点から審査の結果が出る時点まで延滞していないことが必要です(延滞している場合,延滞を解消することにより願出は可能になります)。
- ② 返還方法は、リレー口座による月賦返還に限ります。併用返還等、月賦返還でない人は、自動的に月賦の返還方法に変更され、減額返還の終了後も継続されます。
- ③ 「個人信用情報の取扱いに関する同意書」を提出していない場合は承認されません。複数の 奨学生番号を持っている人は、奨学生番号ごとの提出が必要です。
- ④ 減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時にさかのぼって減額返還の適用が取り消しになります。
- ⑤ 3か月以上延滞した場合は、個人信用情報機関に個人情報が登録されます。

(2) 一般猶予(災害、傷病、経済困難、失業などの事情で返還が困難な場合)

返還が困難になった場合,返還期限の猶予を願い出ることができます。「奨学金返還期限猶予願」 (様式は49頁~50頁),「証明書」(13頁~14頁<u>資料3</u>参照)および「チェックシート」(様式は51 頁~52頁)を希望する月の前々月末までに機構宛に願い出てください(39頁参照)。

- ア. 返還が困難になりましたら、すみやかに提出をお願いします。
- イ. 在学期間終了後の翌年の6月までに無職・未就職・低収入により返還期限猶予を願い出る場合は、「新卒及び在学猶予切れの場合の無職・未就職・低収入」の事由となります。
- ウ. 災害,傷病,生活保護受給中,産前休業・産後休業および育児休業,大学校在学(防衛大学校等一部の大学校),海外派遣(青年海外協力隊等)については,当該事由が継続している間は返還期限の猶予を願い出ることができます。その他の事由については,通算5年(60か月)が限度です。
- エ. 1年ごとに願い出てください(大学校在学,海外派遣については複数年願出が可能です)。
- オ. 返還期限猶予の願出には直近の証明書の添付が必要なため、希望する月の4か月以上前に提出があった場合は返送となります(例:希望する猶予の開始月が10月の場合,7月~8月頃提出する)。
- カ. 審査があり、審査後に結果を通知します。承認されるまでは引き続き請求、督促が行われま す。口座振替請求、および本人・連帯保証人・保証人への請求行為は停止できません。
- キ. 審査の結果, 承認されない場合もあります。その場合は返還していただくことになります。
- ク. 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安

給与所得者	年間収入金額300万円以下
給与所得者以外の場合	年間所得金額200万円以下

ケ. 奨学金返還期限猶予願や証明書に不備がある場合は返送します。

〔主な返送理由〕

- ① 正しい証明書が添付されていない(13頁~14頁[資料3]参照)。
- ② 返還期限猶予願に押印漏れ, または[事情]・[今後の返還見通し]などに記入漏れがある。
- コ. 証明書等でわからないことがありましたら、機構ホームページQ&Aなどを参照してください。
- サ. 返還期限の猶予期間中でも猶予期間を短縮して返還を再開することができます。再開を希望する月の前月末日までに「奨学金返還期限猶予短縮願」(様式は54頁)を機構へ提出してください(39頁参照)。

-9-

「奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願」の様式、必要な証明書等は今後変更になる場合があります。願出の際は、機構ホームページで願出様式、必要な証明書等をご確認ください。

(3) 所得連動返還型無利子奨学金の猶予

所得連動返還型無利子奨学金(該当する奨学金は、貸与を開始する際に渡した奨学生証にその 旨の記載があります)については、奨学金貸与終了後、一定の収入・所得を得るまでの間、返還 期限の猶予を願い出ることができます。

ただし、本人が被扶養者※であるときは、次のア~エのいずれかに該当する場合に限ります。 該当しない場合は、(2)一般猶予の取扱いとなります(9頁参照)。詳しくは機構ホームページをご 確認ください。

「本人が被扶養者※であるときの要件」

- ※ 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第33号に定める控除対象配偶者,同項第34の2 号に定める控除対象扶養親族及び第83条の2第1項各号に掲げる配偶者をいう。
- ア. 乳幼児がいる世帯にあって、本人以外にそれらの者を保育する者がいないとき
- イ. 介護, 看護又は保護を要する障害者, 療養者又は要介護者がいる世帯にあって, 本人以外に それらの者の介護等を行う者がいないとき
- ウ. 本人が妊娠中であるとき
- エ、本人が障害又はその他やむを得ない事由により就労が制限されているとき

10. 返還の免除

次の場合, 願出により返還を免除することがあります。(1)(2)の願出用紙は機構返還免除課(39頁 参照)に請求してください。願出を受付後、審査し、結果を通知します。

(1) 死亡による免除

死亡により返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- ア. 奨学金返還免除願(相続人,連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は相続人のみ)
- イ. 本人死亡の事実を記載した戸籍抄本, 個人事項証明書または住民票等の公的証明書

(2) 精神もしくは身体の障害による免除

精神もしくは身体の障害により労働能力を喪失または労働能力に高度の制限を有し、返還ができなくなったとき、下記の書類を提出してください。

- ア. 奨学金返還免除願(本人,連帯保証人の連署。機関保証制度加入者は本人のみ)
- イ. 返還することができなくなった事情を証明する書類(家庭状況書:本人および連帯保証人の 状況。機関保証制度加入者は本人のみ)
- ウ. 医師または歯科医師の診断書(機構所定の用紙)

(3) 特に優れた業績による返還免除

平成16年度以降の大学院第一種奨学金採用者で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除されます。詳細は、「Ⅲ 第一種奨学金の貸与を受けた方へ」の「4. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除」(18頁)を参照してください。

10

30

-10-

奨学金の返還を延滞した場合

延滞の発生

延滞金が賦課されます。 (詳細は第一種奨学金は17頁参照 第二種奨学金は21頁参照)



- 本人へ請求します。
- 連帯保証人・保証人へ請求します(人的保証に限る)。
- 機構が委託した債権回収会社(サービサー)*¹が電話による督促をします。
- 本人以外の連絡先に本人の住所等を照会します (機関保証に限る)。

返還の督促

- 返還に応じない場合は、機構が委託した債権回収会社 (サービサー)*¹が、本人、連帯保証人および保証人に 対し奨学金の回収を行います。
- 自宅・勤務先に訪問する場合があります。
- 延滞3か月以上の場合、個人信用情報機関*2 に本人の 個人情報を提供します。(詳細は12頁参照)



人的保証の場合

(連帯保証人・保証人を立てている場合)

一括返還請求 (支払督促申立予告)

- 督促にも係わらず返還に応じない場合は、 返還期限が到来していない分を含め、返 還未済額の全額、利息(第二種奨学金に限 る)および延滞金を請求します。 (「期限の利益の喪失」)
- また、同時に支払督促申立の予告を行います。

支払督促申立

民事訴訟法に基づき,裁判所に支払督促 の申立をします。

仮執行宣言付支払督促申立

) 支払督促の申立をしてもなお返還しない 場合は、裁判所に仮執行宣言付支払督促 の申立をします。

強制執行

仮執行宣言付支払督促の申立をしてもなお返還に応じない場合は、強制執行の手続きを執り、給与や財産を差し押さえます。

機関保証の場合

(保証料を支払っている場合)

機構からの一括返還請求

○ 督促にも係わらず返還に応じない場合は、 返還期限が到来していない分を含め、返 還未済額の全額、利息(第二種奨学金に限 る)および延滞金を請求します。 (「期限の利益の喪失」)

代位弁済請求

) 機構から保証機関((公財)日本国際教育支援協会)に対し、返還未済額の全額、利息 (第二種奨学金に限る)および延滞金につい て請求を行います。

保証機関からの請求・督促

○ 代位弁済がなされた場合、(公財)日本国際 教育支援協会から、代位弁済額の一括請求 を行います。(求償権の行使)

強制執行

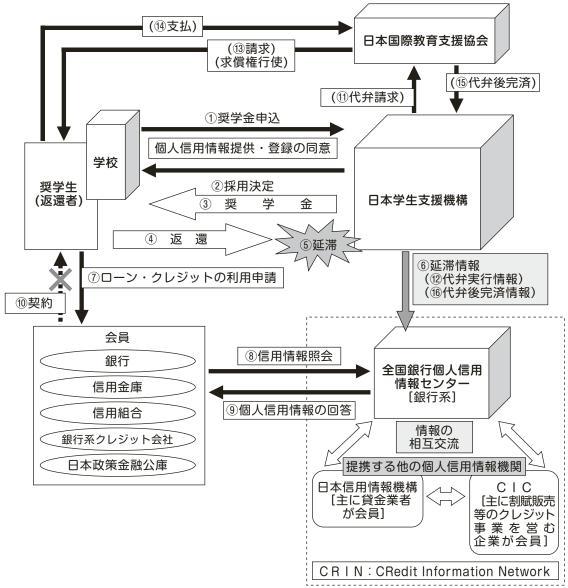
○ 返済に応じない場合は、(公財)日本国際教育支援協会が強制執行にいたるまでの法的措置を執り、給与や財産を差し押さえます。

- ※1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理 回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービ サー」と呼ばれるものです。
- ※2 個人信用情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人信用情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。
- ※3 支払督促以降に生じた費用は、本人の負担になります。



※

個人信用情報機関への登録の流れ



1. 申込~採用決定,振込

- ①奨学金申込(個人信用情報機関(含む提携個人信用情報機関)への情報提供についての同意が必要となる。)
- ②採用決定
- ③奨学金の振込

2. 返還開始~延滞発生

- ④返還開始
- ⑤延滞発生(返還開始6か月経過後に延滞3か月)
- ⑥個人信用情報機関への延滞情報の登録

3. 返還者(個人信用情報機関に延滞者として登録中)がクレジットカード利用申込~契約不可

- ⑦クレジットカードの利用申請
- ⑧会員からの信用情報照会
- ⑨個人信用情報機関からの信用情報の回答
- ⑩会員判断により契約拒否

4. 機関保証制度加入者の例(代弁実行~代弁実行後完済)

- ⑪代弁請求
- ⑫個人信用情報機関への代弁実行情報の登録
- ③日本国際教育支援協会から返還者への請求
- ④返還者から日本国際教育支援協会への支払い
- ⑤完済の場合に代弁後完済情報を日本学生支援機構へ(代弁実行後5年以内)
- ⑥日本学生支援機構から代弁後完済情報を個人信用情報機関へ(代弁実行後5年以内)

返還期限猶予の証明書一覧

※各種証明書は、「コピー | と記載がないものはすべて「**原本** | が必要。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	備考欄	猶予期間
1. 傷病	診断書(最近発行2か月以内) ※就労困難の記載があること ※延滞している場合は、加療開始始期または発症時期についての記載があること ※上記内容を医師に追記してもらう場合は、追記日・担当 医署名・訂正印が必須。	医師・病院長	※経済困難の証明書(14頁参照) 又は、新卒及び在学猶予切れの 場合の証明書(下記参照)を提出 していただくことがあります。 ※休職している場合は、経済困難 の証明書及び休職証明書も提出 ください(14頁参照)。	当該事由が継続する当該事由が継続する。
2. 生活保護 受給中	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2		長 ②民生委員	する。
3. 入学準備中	①予備校の在籍証明書 又は ②出身学校長又は出身学校担当教諭の無職である証明書等 (最近発行3か月以内) 【上記①②の証明書の取得が困難な場合】 ※上記①②の証明書が取得困難な理由を事情欄(別紙可)に 必ず記入してください。 ③事実を明らかにする民生委員の証明書(最近発行2か月 以内)	①在籍学校長等 ②出身学校長, 出身学校担当 教論等 ③民生委員	※在学期間を終了して 1年以上経過の場合は,経済 困難事由による猶予願出となります(14頁参照)。 ※各種試験に向けての準備は「入 学準備中」ではありません。	1 年
4. 失業中	①雇用保険受給資格者証(求職活動記録面含む)のコピー 又は ②雇用保険被保険者離職票のコピー 又は ③失業者退職手当受給資格証のコピー 又は ④雇用保険被保険者資格喪失確認通知書のコピー (喪失理由が離職で,離職年月日が確認できる場合に限る) ※次回返還期日の7か月以上前に離職している場合は経済困難事由による猶予願出となるが,①により雇用保険説明会参加等で離職後就職活動を行っていることが確認できる場合は、その日付から次回返還期日が6か月以内であれば、失業中事由とする。	職業安定所長	※次回返還期日の 7か月以上前に 離職している場合は経済困難事 由による猶予願出となるが、年 間所得200万円(自営業等の場合は た記証明書に加えて、⑧・ ⑨いずれかを提出する。 ⑧【経済困難の証明書+健康保険証 コピー(「被扶養者」の記載有)】 ⑨【経済困難の証明書」又は「国民 康保険」)+ハローワークカード	1年ごとに願い出る。5年が限度
	【上記①~④の証明書の取得が困難な場合】 ※上記①~④の証明書が取得困難な理由を事情欄(別紙可) に必ず記入してください。 ⑤退職証明書 又は ⑥雇用関係終了が確認できるもののコピー 又は ⑦健康保険厚生年金保険資格取得(喪失)証明書のコピー	勤務先	プピー(最近4か月以内発行)】 ※次回返還期日より 後に離職 している場合は、経済困難事由による猶予願出をするか(14頁参照)、離職日までの返還分をご入金ください。	度。

J	願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	猶予期間
6・その他	新卒及び在	①健康保険証(国民健康保険は不可)の被扶養者欄のコピー 又は ②直近給与明細連続3か月分のコピー (事業所名・奨学生本人名・支給額・支給年月明記) 又は ③奨学生本人の収入が分かる帳簿,連続3か月分のコピー (自営業の場合に限り有効。会計ルールに則った帳簿が必要)又は ④出身学校教諭・教授の求職活動中又は無職であることの証明書 (職名・署名・押印必要。様式自由)(最近発行3か月以内)	②勤務先 ④出身学校教諭· 教授等	1年ごとに願い出る。 5年が限度。 【備考】 ※在学期間を終了して
	学猶予切れ の場合の無 職・未就職, 低収入	【上記①~④の証明書の取得が困難な場合】 ※上記①~④の証明書が取得困難な事由を事情欄(別紙可)に必ず記入してください。 ⑤求職受付票のコピー(ハローワークカード等)(最近発行4か月以内)又は ⑥求職活動中であることがわかる書類のコピー 又は ⑦事実を明らかにする民生委員の証明書(最近発行2か月以内)又は ⑧本人の事情書と被扶養者の記載がない保険証(「国保」等)のコピー、保険料を誰が支払っているかわかるもののコピー、住民票(⑧は⑤~	⑤ハローワーク⑦民生委員	1年以上経過の場合 (例:平成25年3月卒 業の者が,平成26年7 月以降に願い出る場合)は、経済困難事由 による猶予願出となる(14頁参照)。
	外国で 研究中	①在籍証明書 又は 所属機関の証明書 と ②所得証明書 (円換算した金額を添付)③収入金額に研究費が含まれる場合は, 研究費の金額がわかる証明書(円換算) ※上記いずれも日本語訳を添付	在籍学校長・ 所属機関の長	1年ごとに願い出る。 5年が限度。
	災害	【罹災月から12か月以内】①罹災証明書 【罹災月から13か月以降】①罹災証明書 と ②経済困難の証明書(14頁参照)	①市区町村長, 消防署長	1年ごとに願い出る。 当該事由が継続する期間 (災害の発生から5年以 内に限る)。
	産前休業・ 産後休業及 び育児休業	①休業証明書(休職期間・休職中の給与要明記。休職中の給与の記載がない場合は、就業規則や契約書等の休職中給与が分かる規程コピーも必要)と ②経済困難事由の証明書(14頁参照)	①勤務先	1年ごとに願い出る。 当該事由が継続する期 間。
	大学校在学	在籍証明書 ※防衛大学校,防衛医科大学校,海上保安大学校,気象大学校, 職業能力開発総合大学校に在籍の場合	在籍大学校長等	1回の願出により修業年限 が終了するまでの期間。
	海外派遣	※青年海外協力隊派遣等 ①派遣証明書(派遣期間要明記) と ②経済困難事由の証明書(14頁参照)又は新卒及び在学猶予切れの証明書	①派遣元	1回の願出により派遣が 終了するまでの期間。

外国の大学・大学院等に留学している場合の猶予期間は、その学校に在籍している期間となります(5年限度なし)。ただし、語学学校等で在籍期間が9か月未満の場合は、一般猶予となります。猶予の期間は通算して5年が限度となります。経済困難の証明書(新卒の場合は新卒の証明書)を参照。聴講生、研究生、専修学校一般課程及び在学猶予を認められない分野・学科、各種学校等、選科・科目履修生等の猶予は、経済困難事由となる。 上記証明書の他、追加資料が必要になる場合があります。 (12.9)

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「**原本」**が必要。

願出の 事由	証明書の種類	証明書 発行者	猶予 期間
	①所得証明書 又は ②市・県民税(所得・課税)証明書 (収入金額または所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可) 又は ③住民税非課税証明書	①②③ 市区町村長	
5・経済困難	※①を基本とする。 ※①②は標記年度(例:平成26年度)の前年分(例:平成25年分)の所得を証明するものです。 ※平成26年度 所得証明書,市・県民税(所得・課税)証明書,住民税非課税証明書は、 平成25年分(平成25年1月1日~12月31日まで)の収入・所得金額、(非)課税の証明で、 平成26年1月1日現在に住民票のあった市区町村役場で発行されます。		
	※希望する猶予の始期からさかのぼって 1 年以内の① \sim ③の証明書の取得ができない場合は、 $0\sim$ ③のいずれかの証明書に併せて、下記の種類の証明書を添付してください。		
	(例:次回返還期日平成26年4月の者が平成26年2月に返還期限猶予願を提出しようとする場合に、平成26年2月時点では、まだ平成25年分の①~③の証明書を取得することができない。通常、平成25年分の証明書は平成26年7月ごろより取得可能となる)		
	1. 給与所得者の場合①~③いずれか + ④~⑦のいずれか ④源泉徴収票(前年分)コピー可(※年末調整未済,乙欄に「*」がある場合は、有効な証明書となりませんので、確定申告書(前年分控コピー、⑦参照)を提出してください。) ⑤直近給与明細連続3か月分コピー(※事業所名・奨学生本人名・支給総額・支給年月が明記されたもの) ⑥勤務先発行の給与証明		
	①確定申告書(前年分)の控のコピー(※受付印のあるもの等, 税務署で受付済みであることが確認できるもの。都道府県住民税の申告書でも可とする) 2. 給与所得者以外の場合①~③いずれか + 確定申告書(前年分)の控のコピー(受付印のあるもの等, 税務署で受付済みであることが確認できるもの。都道府県住民税の申告書でも可とする)	⑨ハローワーク⑪民生委員	1年ごとに願
	3. 無職の場合①~③いずれか + ⑧~⑫のいずれか ⑧健康保険証(国民健康保険証は不可)の被扶養者欄のコピー ⑨求職受付票(ハローワークカード)のコピー(最近発行4か月以内) ⑩求職中であることがわかる書類 ⑪民生委員の証明書(最近発行2か月以内) ⑫上記⑧~⑪のいずれも提出できず,本人は被扶養者だが健康保険証に被扶養者の 記載がない健康保険証(国民健康保険証等)の場合,以下4点。 ・本人の事情書(⑧~⑪が提出できない理由と返還困難な事情を記載。様式自由。) ・健康保険証(国民健康保険証等)のコピー, ・健康保険料を誰が支払っているかわかるもののコピー, ・本人の住民票		い出る。5年が限度。
	上記証明書に記載された税込み年収が、 300万円を超える方(自営業等の場合は年間所得200万円を超える方) について、今年分の推定年収が基準額を下回る場合は、以下の③・④いずれか1点を併せてご提出 ください。		
	③直近給与明細連続3か月分コピー (※事業所名・奨学生本人名・支給総額・支給年月が明記されたもの) ④奨学生で本人の収入が分かる帳簿,連続3か月分コピー (※自営業等の場合に限り有効となります。会計ルールに則った帳簿が必要です。)	③勤務先	
	※減収の理由が休職による場合は、休職証明書も必要です。⑥休職証明書 休職期間・休職中の給与要明記。(※休職中の給与の記載がない場合は、就業規則や契約書等の休職中給与が分かる規程コピーも必要です。)	⑤勤務先	
	※外国居住の低所得者の場合は給与明細3か月分コピーとビザのコピー		
	※特別研究員の場合は、 ①所得証明書 と ②研究員の証明書 及び 研究費の金額がわかる証明書等	①市区町村長 ②所属機関の長	

- ※ 上記証明書の他,追加資料が必要になる場合があります。
 - ◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安◆
 - ※以下の金額はあくまで目安です。収入・所得金額が目安の金額以下でも、本人の世帯人数や収入支出の 状況によっては、追加の証明書類等を求める場合や、引き続き返還をお願いする場合がありますのでご 留意願います。
 - ○給与所得者の場合……年間収入金額(税込み)が300万円以下が目安
 - ○給与所得者以外の場合……年間所得金額(必要経費等控除後)が200万円以下が目安

減額返還の主な証明書一覧

減額返還の証明書は、「基本」欄のア~ウのいずれかが審査対象になります。

ただし、新卒及び在学猶予切れで所得証明書等(「基本」欄のア〜ウ)の証明期間が在学中となる場合と、外国居住の為に日本国内の所得証明書等(「基本」欄のア〜ウ)が発行されない場合は、下表の該当の証明書が審査対象となります。

※各種証明書は、「コピー」と記載のないものはすべて「原本」が必要。

	証明書の種類	証明書発行者	備考								
(12月退学等(◎卒業・退学等の翌年6月までに願い出る場合(例:平成25年3月卒業 → 平成26年6月までに願い出る場合) (12月退学等の場合は翌々年の6月まで) (引き続き進学される方を除く → 在学猶予参照)										
新卒及び在学 猶予切れの場 合の無職 仏 永 職 低収入 入学準備中	①健康保険証(国民健康保険は不可)の被扶養者欄のコピー 又は ②連続した直近の給与明細3か月分のコピー(事業所名・奨学生 本人氏名・支給額・支給年月明記) 又は ③奨学生本人の収入が分かる帳簿、連続3か月分コピー(自営業 の場合に限り有効。会計ルールに則った帳簿が必要) 又は ④出身学校教諭・教授の求職活動中又は無職であることの証明 書(職名・署名・押印必要。様式自由) ⑤予備校の在籍証明書 ※新卒及び在学猶予切れの場合は、「基本」欄のア〜ウの証明書 では、審査することができない(備考欄参照)。 ※上記証明書の他、追加証明書が必要になる場合がある。 ※証明書の内容によっては、減額返還承認期間が制限される場 合がある。	②勤務先 ①出身学校教 論・教授等 ⑤在籍学校長	卒業・退学等の翌年6月までに願い出る場合に限る。 (ただし12月退学等の場合は、翌々年の6月まで) 卒業・退学等の翌年7月以降に願い出る場合は、下記の「基本」のア)住民税非課税証明書、イ)所得証明書、ウ)市・ 県民税課税証明書のいずれかとする。 ③は高等教育機関への進学準備に限る。資格取得のための 予備校は対象としない。 ※平成25年3月卒業者が平成26年6月以前に減額返還願を提 出しようとする場合に、提出時点において市区町村役場 で取得できる所得証明書等は、まだ平成24年分(在学期 間中)の収入・所得金額、(非)課税の証明のため、「基本」欄のア〜ウの証明書では審査することができない。								

	②卒業・退学等の翌年7月以降に願い出る場合(例:平成25年3月卒業 ⇒ 平成26年7月以降に願い出る場合) (12月退学等の場合は翌々年の7月以降)											
	P	住民税非課税証明書 (原本)	市区町村長	毎年3月~6月の期間に願い出る場合,左欄の証明書に加え、 以下の証明書のいずれかが必要。 (例:次回返還期日平成27年4月の者が平成27年3月に減額返還								
	7	所得証明書(原本)	市区町村長	願を提出しようとする場合に、平成27年3月時点では、まだ平成26年分のア〜ウの証明書を取得することができない。通常、 平成26年分の証明書は平成27年7月ごろより取得可能となる)								
基本	ウ	市・県民税(所得・課税)証明書(原本)	市区町村長	○給与所得者の方 源泉徵収票(前年分、コピー可)又は以下のいずれか ・連続した直近の給与明細3か月分のコピー又は勤務先 発行の給与証明 ・確定申告書(前年分)の控(受付印のあるもの等) ・都道府県住民税の申告書 ○自営業者等給与所得者以外の方 確定申告書(前年分)の控のコピー ○無職の方 ・健康保険証の被扶養者氏名が載っている部分のコピー ・求職受付票(ハローワークカード)のコピー ・求職守であることがわかる書類のコピー ・無職である事実を明らかにする民生委員の証明書 ※左記証明書の他、追加証明書が必要になる場合がある。								

※ア、イ、ウは標記年度(例:平成26年度)の前年分(例:平成25年分)の所得を証明するものです。 ※平成26年度 所得証明書,市・県民税(所得・課税)証明書,住民税非課税証明書は,平成25年分(平成25年1月1日 ~12月31日まで)の収入・所得金額,(非) 課税の証明で、平成26年1月1日現在に住民票のあった市区町村役場で発行されます。

◎外国居住で日	○外国居住で日本での所得証明書が発行されない方											
海外低所得	海外低所得 基本	①連続した直近の給与明細3か月分のコピー ②ビザのコピー ※①と②両方必要。	①勤務先	和訳の添付が必要。								
※外国居住で所 得証明書等が 発行されない 場合	基本の証明 書の取得が 困難なとき に限る	①本人記載の事情書 (様式自由) と,以下②~④ のいずれか ②就労不可のビザのコピー(J2ビザのコピー含む) ③扶養に入っていることがわかるもののコピー④求職活動中であることがわかるもののコピー		和訳の添付が必要。								

ただし、以下の災害事由の願出の場合と、現在就業していない方が傷病を事由に願出る場合は、所得証明書等(ア〜ウ)および海外低所得の証明書、新卒在学猶予切れの証明書は不要となります。

願出の事由		証明書の種類	証明書発行者	備考								
災害 罹災月から 12か月日以内 (2)		罹災証明書	市区町村長・ 消防署長									
		①罹災証明書 + ②経済困難の証明書 (所得証明書等。上記「基本」欄のア〜ウ)	①市区町村長・ 消防署長	1年ごとに願い出る。災害の発生から5年以内に限る。								
傷病	診断書 (原本) ※就労困難かつ治療中の記載があること ※就業していない場合に限る		医師・病院長	診断書に就労困難である旨,治療中である旨の記載が必要。 2か月以内の発行日のものに限る。 就業している場合は,この事由に該当しない。								

- ◆経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の目安◆
- ▼経済的部とにもだっての収入・所得金額の自ダ▼ ※以下の金額はあくまで目安です。収入・所得金額が目安の金額以下でも、本人の世帯人数や収入支出の状況によっては、追加の証明書類等を求める場合や、引き続き通常割賦金で返還をお願いする場合がありますのでご留意願います。 ○給与所得者の場合……年間収入金額(税込み)が300万円以下が目安
- ○給与所得者以外の場合……年間所得金額(必要経費等控除後)が200万円以下が目安

証明書についてはホームページ(http://jasso.go.jp/henkan/gengakuhenkan.html)も参照してください。

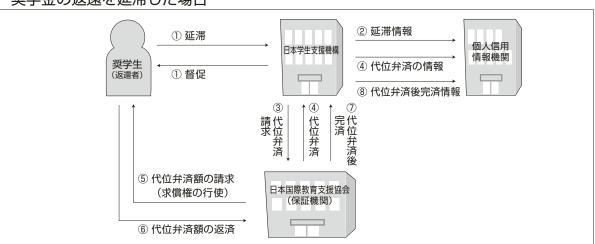
Ⅱ 機関保証制度に加入している方へ

1. 機関保証制度加入者の返還

機関保証制度は、保証機関の連帯保証を受ける制度です。あなたが奨学金の返還を延滞したとき、人的保証の場合は連帯保証人等があなたに代わって返還するのに対して、機関保証の場合は保証機関があなたに代わって返還します。保証機関はあなたに代わって返還した額を、あなたに支払うように請求します。このように、機関保証制度に加入していても奨学金は<u>あなた自身が責任を持って返還する必要があります。</u>

奨学金の返還を延滞し、延滞が一定期間以上となった場合、あなたの個人情報(延滞情報)が個人信用情報機関に登録されます。さらに延滞が続いた場合、機構は保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会)に対し、あなたの奨学金の返還残額(元金、利息、延滞金の合計額)を請求します。保証機関は、あなたの奨学金の返還残額をあなたに代わって機構に支払います(このことを代位弁済といいます)。その後、あなたに対し、機構に支払った額を一括して請求します。保証機関があなたの代わりに奨学金の返還残額を機構に支払っても、あなたの返済の義務はなくなりません。

2. 奨学金の返還を延滞した場合



- ① あなたが奨学金の返還を延滞した場合、機構はあなたに対し返還の督促を行います。
- ② 延滞が3か月以上となった場合、あなたの個人情報(延滞情報)が個人信用情報機関に登録されます。
- ③ さらに延滞が続いた場合、機構は保証機関に対し、あなたの奨学金の返還残額(元金、利息、延滞金の合計額)を請求します。〔代位弁済請求〕
- ④ 保証機関があなたの奨学金の返還残額を機構に支払います。[代位弁済] また、あなたの個人情報(代位弁済の情報)が個人信用情報機関に登録されます。
- ⑤ 保証機関があなたに対し、機構に支払った額(代位弁済額)を一括して請求します。〔求償権の行使〕
- ⑥ あなたは保証機関に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年10% の遅延損害金が加算されます。返済に応じない場合、法的措置(財産、給与の差し押さえ等)が執られます。
- ② あなたが保証機関に代位弁済額を完済した場合、保証機関は代位弁済後の完済情報を機構に提供します(代位弁済実行後5年以内)。
- ⑧ 機構からの提供によりあなたの個人情報(代位弁済後完済情報)が個人信用情報機関に登録されます(代位弁済実行後5年以内)。

3. 保証料の返戻

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、あなたが支払った保証料の一部を保証機関からお返しする場合があります。

- (1) 全額繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- (2) 一部繰上返還をして、返還期間が短縮され、返還が完了したとき。
- (3) 機構の返還免除の適用を受け、返還が完了したとき。

お返しする保証料の振込先は、原則として奨学金振込口座またはリレー口座となります。ただし、 死亡による返還免除の場合は、機構に「奨学金返還免除願」を申請した方になります。 0

Ⅲ 第一種奨学金の貸与を受けた方へ

ここでは、第一種奨学金の取扱いについて記載します。

併用貸与の方(月額部分について第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けた方)および第一種奨学金の月額部分にあわせて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた方は、19頁以降の「W 第二種奨学金の貸与を受けた方へ」もお読みください。

1. 返還期間(回数)と割賦金

借用金額および割賦方法に応じ、返還回数および割賦金は下記のように決まります。

〔例. 借用金額2,160,000円の場合〕

(1) **月賦返還**……返還回数は,借用金額を割賦金の基礎額(1頁「奨学金返還年数算出表」参照) で割って得た返還年数の12倍の回数です。

返還回数は 2,160,000円÷150,000円=14.4年 14年×12=168回 となります。

割賦金は 2.160,000円÷168回=12.857円 となります。

(2) 併用返還……月賦分の返還回数は、上記(1)と同じです。

半年賦分の返還回数は、借用金額を割賦金の基礎額で割って得た返還年数の2倍の回数です。

返還回数は 月賦分 2.160,000円÷150,000円=14.4年 14年×12=168回

半年賦分 2,160,000円÷150,000円=14.4年 14年×2=28回 となります。

割賦金は 月賦分 2,160,000円 ÷ 2 = 1,080,000円 1,080,000円 ÷ 168回 = 6,428円

半年賦分 2,160,000円 $\div 2 = 1,080,000$ 円 1,080,000円 $\div 28回 = 38,571$ 円

となります。

第一種奨学金の返還方法別による割賦金の例(借用金額2,160,000円,10月から返還開始)

返還方法	返還月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	/	7/	最終月
月	賦	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	12,857	\square	Γ	12,881
併用	月賦分	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428	6,428		$\setminus \setminus$	6,524
777 用	半年賦分				38,571						38,571		7,/	

(3) 第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けた場合

借用期間終了年月が同じ場合、両方の合計額を借用金額として返還回数を算出します。

2. 延滞金

延滞金の賦課は、奨学生に採用された年度によって異なります。

(1) 平成17年3月以前に奨学生に採用された方

約束の返還期日を6か月過ぎるごとに、延滞している割賦金の額に対し、5%の延滞金が賦課されます。

(2) 平成17年4月以降に奨学生に採用された方

約束の期日を過ぎると、延滞している割賦金の額に対し、年(365日あたり)10%の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

3. 返還金の充当順位

督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、最後に割賦金の順になります。

20

30

4. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除

(1) 特に優れた業績による返還免除とは

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学長が学内選考委員会の審議に基づき推薦する者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

(2) 具体的な評価項目

各大学院において、課程の趣旨・目的や学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、大学院における教育研究活動等に関する業績および専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績のそれぞれにつき、機構の奨学規程に基づき具体的な評価項目を設定します。

(3) 返還免除を願い出る前に

通常の貸与終了者としての手続(返還誓約書の提出,リレー口座への加入等)はすべて行ってください。上記の手続が確認できない場合,申請を受け付けません。

貸与終了後も引き続き在学している場合は在学猶予(7頁~8頁参照)の手続をしてください。

(4) 返還免除の願出と認定

- ア. 大学の指示に従って「業績優秀者返還免除申請書」(所定の様式)を大学に提出してください。 なお、添付資料として特に優れた業績を証明する資料が必要となります。
- イ. 返還免除者の認定は,5月下旬に学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免 除認定委員会の審議を経て行います。
- ウ. 業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定後,各大学および推薦された各奨学生に通知します。
- エ. 認定結果についての個々の照会には応じられません。

(5) 一部免除の認定を受けた場合および認定されなかった場合(全額免除の認定を受け、他の奨学金の返還がある場合を含む)の返還

(3)によって手続をしているリレー口座から返還となります。リレー口座の変更については、 3頁の「(4) リレー口座の変更」を参照してください。

一部免除の場合は、借用金額から免除額を差し引いた金額(借用金額の半額)で返還が開始されます。返還期間が半分に短縮され初回割賦金が調整されますが、返還割賦金は変わりません。

(6) 特に優れた業績による返還免除申請中の猶予

当該年度の早い時期に貸与が終了する人(満期・辞退・退学等)については、本免除の認定結果が出る前に、返還期日が到来する場合があります。返還免除を希望する人は、「奨学金返還期限猶予願」(様式は49頁~50頁参照)の事由欄の「その他()」に「優れた業績免除申請中」と記入し、返還誓約書(平成22年3月以前採用者のみ)と「業績優秀者返還免除申請書」等と併せて大学へ提出してください。貸与が終了した月の翌年度の9月末日までの期間、返還期限を猶予します。

特に優れた業績による返還免除について、詳しくは学校にお問い合わせください。

5. 報奨金

平成17年4月以降に奨学生として採用された人から、報奨金制度は廃止されました。

平成17年3月以前に奨学生として採用された人については、最終返還期日(一部繰上返還した場合は、繰上返還後の最終期日)の4年前までに、返還残額(延滞している場合延滞金を加えた額)を一度に返還した場合は、このうち繰上返還となる金額に対して下記に相当する額が報奨金となります。

返還開始日	(第1回目の返還期日)	の翌日から7年以内に返還完了した場合	5%	
返還開始日	(第1回目の返還期日)	の翌日から7年経過後に返還完了した場合	3%	

- (注) 1. 最初から返還期間が4年以下の場合は、一度に返還しても報奨金の対象にはなりません。
 - 2. 7年の計算に当たっては、返還期限を猶予されていた期間は除きます。

IV 第二種奨学金の貸与を受けた方へ

ここでは、第二種奨学金の取扱いについて記載します。

併用貸与の方(月額部分について第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けた方)および第一種奨学金の月額部分にあわせて入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受けた方は、17頁以降の「Ⅲ 第一種奨学金の貸与を受けた方へ」もお読みください。

1. 返還期間(回数)

借用金額および割賦方法に応じ、返還回数は下記のように決まります。

「例、借用金額2.400.000円の場合」

(1) **月賦返還**……返還回数は、借用金額を割賦金の基礎額(1頁「奨学金返還年数算出表」参照) で割って得た返還年数の12倍の回数です。

返還回数は 2,400,000円÷160,000円=15.0年 15年×12=180回 となります。

(2) 併用返還……月賦分の返還回数は、上記(1)と同じです。 半年賦分の返還回数は、借用金額を割賦金の基礎額で割って得た返還年数の2倍 の回数です。

返還回数は 月賦分 2,400,000円÷160,000円=15.0年 15年×12=180回 となります。 半年賦分 2,400,000円÷160,000円=15.0年 15年×2=30回 となります。

(3) 第二種奨学金に併せて第一種奨学金の貸与を受けた場合

借用期間終了年月が同じ場合、両方の合計額を借用金額として返還回数を算出します。

2. 割賦金

10

20

30

借用金額に応じた返還回数で元利均等計算して得た額に、据置期間利息を返還回数で除した額を上乗せした額が割賦金になります。

なお、併用返還の場合は借用金額を二分し、月賦分・半年賦分の借用金額で割賦金を算出します。

※ 据置期間利息とは……返還が据え置かれている期間に賦課される利息のことです。

ア. 月賦返還の場合

借用期間終了の翌月から初回返還期日の前月27日までの利息

[例] 借用期間終了 平成25年3月 初回返還期日 平成25年10月28日の場合 据置期間 平成25年4月1日~平成25年9月27日

イ. 半年賦返還の場合(併用返還のうち)

借用期間終了の翌月から初回返還期日の6か月前の月の27日までの利息

[例] 借用期間終了 平成25年3月 半年賦初回返還期日 平成26年1月27日の場合 据置期間 平成25年4月1日~平成25年7月27日

第二種奨学金の返還方法別による割賦金の例(借用金額2,400,000円,利率年3%,10月より返還開始)

返還方法	返還月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月			最終月
月	賦	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769	16,769			16,917
併用	月賦分	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	8,384	,	$\backslash $	8,516
1 11 /H	半年賦分				50,355						50,355	,] [

※上記割賦額の金額は、元金、利息、据置期間利息の合計。

-19-

3. 利息と利率

在学中は無利息ですが、借用期間終了の翌月から賦課されます。なお、返還期限猶予中の期間については利息は賦課されません。

利率の算定方法は、奨学生に採用された年度によって異なります。

(1) 平成19年3月以前に奨学生に採用された方

利率は、貸与中の振込口座への入金日の適用利率を利率ごとに加重平均したものです。適用利率は、機構が国から借入れる財政融資資金(以下「財投」という)および機構が発行する日本学生支援債券(以下「債券」という)の利率です(これらが3%を超えた場合は3%が上限)。

なお、私立大学の医学・歯学・薬学または獣医学を履修する課程に在学する人または法科大学院に在学する人が、基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率および入学時特別増額貸与奨学金を受けた人の返還利率は、基本月額に係る利率と増額部分に係る利率(以下「増額貸与利率」という)を加重平均して決定します。平成19年3月以前に採用された人の増額貸与利率は、入学年度によって下記のように異なります。

平成13年度入学者 3.0% 平成16年度入学者 1.5% 平成14年度入学者 2.3% 平成17年度入学者 1.2% 平成15年度入学者 1.8% 平成18年度入学者 1.2%

(2) 平成19年4月以降に奨学生に採用された方

ア. 利率算定方法選択制

利率は、奨学金の申込時に選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます(奨学金振込中に「利率の算定方法」の変更を届け出た場合は、最後に届け出た「利率の算定方法」に基づいて算定されます)。いずれの方式も基本月額に係る利率は年3%が上限です。

なお、利率の算定方法は貸与終了する年度の一定期間前まで変更ができます。

- イ.「利率固定方式」と「利率見直し方式」について
 - ① 利率固定方式

貸与終了時に, 奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財投(固定利率の財投)の利率が返還完了まで適用されます(財投の借入以外に債券を発行したときは, 財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します)。

将来、市場金利が上昇した場合も、市場金利が下降した場合も、返還利率は変動しません。

② 利率見直し方式

貸与終了時は、奨学金の交付に充てた資金の借換えに充てる財投(5年利率見直しの財投)の利率が適用されます。その後返還期間中のおおむね5年ごとに財投の利率が適用されます(いずれの場合も、財投の借入以外に債券を発行したときは、財投と債券の利率を加重平均して利率を決定します)。

将来,市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用されます。 一方、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

-20-

ウ. 増額貸与を受けた場合の利率の算定方法

私立大学の医学・歯学・薬学または獣医学を履修する課程に在学する人または法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合の利率および入学時特別増額貸与 奨学金を受けた人の利率は、基本月額に係る利率と増額貸与利率を加重平均して決定します。 その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりとします。

基本月額に係る利率:「利率固定方式」または「利率見直し方式」に従って算定します (年3%が上限です)。

増額貸与利率:原則として基本月額に係る利率に0.2%上乗せした利率とします。

エ. 利率の見直し時期等

利率見直し方式を選択した場合の利率の見直しは下表のとおり行われます(返還期間によっては見直しが第3回目まで行われずに返還完了になることがあります)。

ただし、見直した利率の適用開始日は、在学猶予期間および返還期限猶予期間については当該期間分が先送り、減額返還の場合は減額返還適用期間の半分の月数分が先送りとなります。 利率を見直した際に新たに決定した利率および割賦金を文書でお知らせします。

① 平成24年4月から平成25年3月までに貸与が終了した人の場合

利率の見直し回数	利率の決定時期	適用開始日	適用終了日
初回	貸与終了の翌月1日(※)	貸与終了の翌月1日	平成30年3月27日
見直し第1回目	平成29年12月	平成30年3月28日	平成35年3月27日
見直し第2回目	平成34年12月	平成35年3月28日	平成40年3月27日
見直し第3回目	平成39年12月	平成40年3月28日	返還完了日

※ ただし、3月の利率の決定時期は「貸与終了の翌月1日」ではありません。平成25年3月 満期者については、平成25年3月7日に利率が決定します。

② 平成25年4月以降に貸与が終了した人の場合

利率の見直し回数	利率の決定時期	適用開始日	適用終了日
初回	貸与終了の翌月1日	貸与終了の翌月1日	平成31年3月27日
見直し第1回目	平成30年12月	平成31年3月28日	平成36年3月27日
見直し第2回目	平成35年12月	平成36年3月28日	平成41年3月27日
見直し第3回目	平成40年12月	平成41年3月28日	返還完了日

※ 平成25年4月以降に貸与が終了した人は平成26年3月満期者と同時に利率を見直すため、 平成25年3月までに貸与終了した人とは見直し時期が1年異なります。

4. 延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞している割賦金(利息を除く)の額に対し、年(365日あたり) 10%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

5. 返還金の充当順位

督促費用があるときは、まず督促費用に充当し、次に延滞金、利息、最後に元金の順になります。

-21-

20

30

V 返還誓約書の記入と提出(平成22年3月以前採用者)

「返還誓約書」は、借用金額と保証関係および今後の返還方法を確認するためのもので、「人的保証用」と「機関保証用」とがあります。学校の指示に従い、必要事項を漏れなく記入押印のうえ必要書類を添えて、必ず提出してください。併用貸与者(第一種・第二種奨学金を共に貸与された者)は両方の返還誓約書を提出してください。また、返還誓約書【本人控用】を、裏表紙の内側に貼り付けられます。返還が完了するまで大切に保管してください。

なお,「返還誓約書」の提出がないと,返還期限猶予等の手続きが出来なくなることがありますので,必ず提出してください。

1. 返還誓約書の記入

右の表の該当ページに記入例があります。参照の上, 必要事項を記入欄に記入してください。なお,返還誓約 書の印字欄が印字されていない場合は,学校の指示を受 けて記入してください。

	第一種	第二種
人的保証	24~26頁	30~32頁
機関保証	27~29頁	33~35頁

(1) 人的保証(連帯保証人・保証人)の選任の条件

- ア. 連帯保証人……奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。
 - ・ 原則として、父母・兄弟姉妹またはおじ・おば等にしてください。
 - ・ 奨学生本人が未成年の場合の連帯保証人は親権者でなければなりません。
 - ・ 配偶者および保証能力がない者(未成年者等)は認められません。
 - ・ 奨学生本人が貸与終了時に45歳以上となる場合は、連帯保証人は貸与終了時において満60歳未満でなければなりません。

イ、保証人……本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、本人に代わって返還する人です。

- ・ 原則として父母を除く 4 親等以内の親族のうちで、本人および連帯保証人と別生計の人を選んでください。
- ・ 配偶者および保証能力がない者(未成年者等)は認められません。
- ・ 他に該当者がいない等やむを得ない場合を除き、貸与終了時に満65歳以上の人はさけてく ださい。
- ・ 奨学生本人が貸与終了時に45歳以上となる場合は、保証人は貸与終了時において満60歳未満でなければなりません。 <4額等以内の親族の例と競柄>
- ※ 4親等以内の親族でない人を連帯保証人・保証人に する場合は、返還総額の返還を確実に保証できる人を 選んでください。その場合は、返還保証書(様式は40 頁)および証明書類の提出が必要になります。

(2) 親権者・未成年後見人

民法に定められた親権者、未成年後見人のことです。

ア. 親権者

奨学生本人が未成年の場合、通常は父母が親権者です。いずれかがいない場合は一人となります。親権者を記入した場合は「未成年後見人」の字句を二本線で消してください。

イ. 未成年後見人

未成年後見人を記入した場合は「親権者」の字句を二本線で消してください。

(3) 人的保証から機関保証への変更

平成16年度以降の採用者で、やむを得ない事情により連帯保証人、保証人を選任できない場合は、機関保証への変更が可能ですので学校に申し出てください。ただし、貸与始期からの保証料を、一括で支払うことが必要になります。機関保証制度に関しては、16頁を参照してください。

20

10

3

祖父母

配偶者

1 親等

子

伯父伯母 叔父叔母

2親等

3 親等

兄姉 弟妹

甥姪

祖父母

父母

本人

3親等 伯父伯母 叔父叔母

4 親等

従兄弟 従姉妹 2 親等 [

3親等

兄姉 弟妹

甥姪

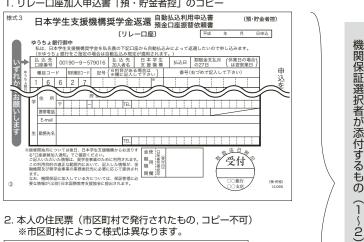
2. 返還誓約書の提出

返還誓約書は、次の書類を必ず添付して学校の指示する期限までに学校に提出してください。併 用貸与者は、各々の返還誓約書ごとに次の書類を添付してください。

人 的 保 証	機関保証
1.金融機関で手続済の	1.金融機関で手続済の
リレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピー	リレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピー
2. 奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」 (コピー不可)	2.奨学生本人の「市区町村で発行された住民票」 (コピー不可)
3.連帯保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)	
4.連帯保証人の「収入に関する証明書」(コピー可)	
例:源泉徴収票, 市区町村発行の所得証明書等	
5.保証人の「印鑑証明書」(コピー不可)	

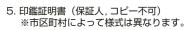
【学校に提出する「返還誓約書」に必ず添付する書類(見本)】

1. リレー口座加入申込書「預・貯金者控」のコピー





3. 印鑑証明書(連帯保証人, コピー不可) ※市区町村によって様式は異なります。







人的保証選択者が添付するもの

(1~5)

4. 収入に関する証明書(連帯保証人, コピー可)



保

証

(借用証書)

3. 返還誓約書記入例

(1) 第一種奨学金 人的保証(連帯保証人と保証人による保証)の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。
- 氏名と印は……
 - ①連帯保証人・保証人・親権者(または未成年後見人)は必ずその人の承諾を受け、それぞれの人に署名、朱肉で押印してもらってください。
 - ②印鑑は各自のもの(連帯保証人および保証人の印は,実印(添付する印鑑証明書と同一印))を使用し朱肉で鮮明に押印してください。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
 - ③同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。

1

● 記入事項を訂正するときは……

誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。 ただし、署名の一部分だけの訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は 使用しないでください。また、各欄内での訂正が難しい場合は、学校の窓口に申し出てくだ さい(欄外訂正不可)。

【提出用】第一種 大学・大学院・高等専門学校

一つの奨学生番号で借用した金額の合計です。「1.借用の明細」の借用金額欄と同じ金額が印字されているかご確認ください。

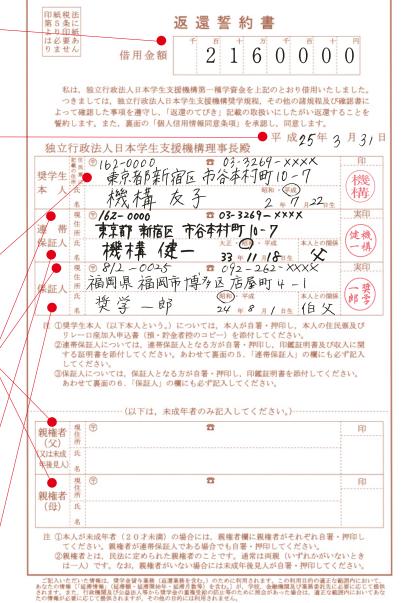
平成25年3月で満期になる人は、 平成25年3月31日。3月以外の月 で満期になる人はその月の末 日。それ以外の人は返還誓約書 の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に 記載の住所を都道府県から記入 してください。

選任の条件・記入方法について は22頁「1.(1)(2)」参照

連帯保証人となる人が自署,実 印により押印をし,印鑑証明書 および収入に関する証明書を添 付してください。

保証人となる人が自署, 実印により押印をし, 印鑑証明書を添付してください。



※ 返還誓約書の文言は一部変更予定です。

- 満期者の「1. 借用の明細 | 「2. 返還の方法 | については、標準修業年限まで借用したものと して計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は楷 書ではっきり漢字で記入してく ださい。

初回入金年月…最初に奨学金が 口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学金が 口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間は 除いてあります。

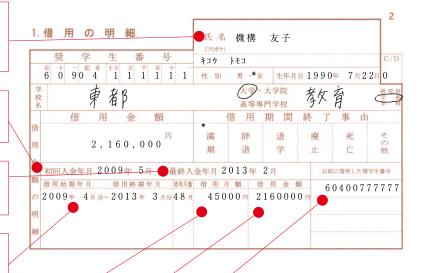
借用月額に変更があった場合は 行を改めて記入してあります。

借用した奨学金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があれ ば記入してください。その場合. 採用年度の新しいものから記入 してください。

希望する割賦方法を○で囲んで ください。

全額繰上返還を希望する場合で も必ず○で囲んでください。



2. 返 還 の 方 法

(2) 対象が、1 又は2を選択して○で囲んでください。 (2) 奨学金の返還は、ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫及び労働金庫の預貯を口座からの自動引き落しとなります。 (3) 返還を約書提出前に必ず口座版替制度(リレーロ座)の加入手続きを終えてください。

割賦方法	返 還 期 日	返還回数	割 賦 金	最終割賦金
① 月賦返還	毎月27日	168	12857	12881
2. 併用返還	月賦分 毎 月 27 日	168	6428	6524
2. 01 /11 1/2 1/2	半年賦分 毎年1月と7月の27日	28	38571	38583

届出済連帯保証人と住所 連帯保証人 機構 健一 様

所 東京都 新宿区 市谷本村町10-7





学校番号 区分常·研究科·学科 $\begin{smallmatrix} 1 & 0 & 9 & 9 & 9 & 0 \\ & & & 0 & 0 \\ & & 2 & 0 & 0 & 6 \end{smallmatrix}$ $\begin{pmatrix} 1 & 2 & / & 0 & 9 & / & 0 & 1 & - & 0 & 0 & 0 & 0 & 1 \\ (1 & 2 & 3 & 4 & 5 & 6 & & &) \end{pmatrix}$

奨学生採用時に提出した「確認書」で届け 出た人です。変更を申し出た場合は変更後 の連帯保証人を印字しています。なお、採 用された年によっては印字されていない場 合があります。

的保

証

2

平

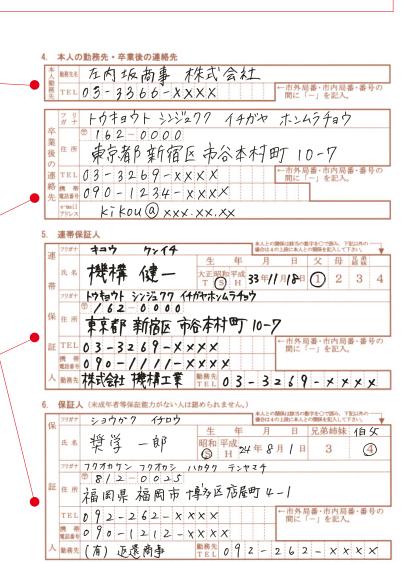
- 住所は都道府県から記入してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション、団地、アパートの棟号、室番や同居先(例 ○○様方)は必ず記入してください。
- 訂正する場合, 訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して, 上部に正しい事項を記入 してください。

勤務先が決定した人,現に就職している人は記入してください。 未定の人は空欄にしておき,後日,勤務先が決定したら機構に届け出てください(様式は41頁)。

郵便物が確実に届く住所を<u>必ず</u> 記入してください。

卒業後の連絡先が未定の人は, 連帯保証人の住所を記入し,後 日,住所が確定したら機構に届 け出てください(様式は41頁)。

返還誓約書表面と同じ人を記入 してください。



学校での

点検者印

関

保

証

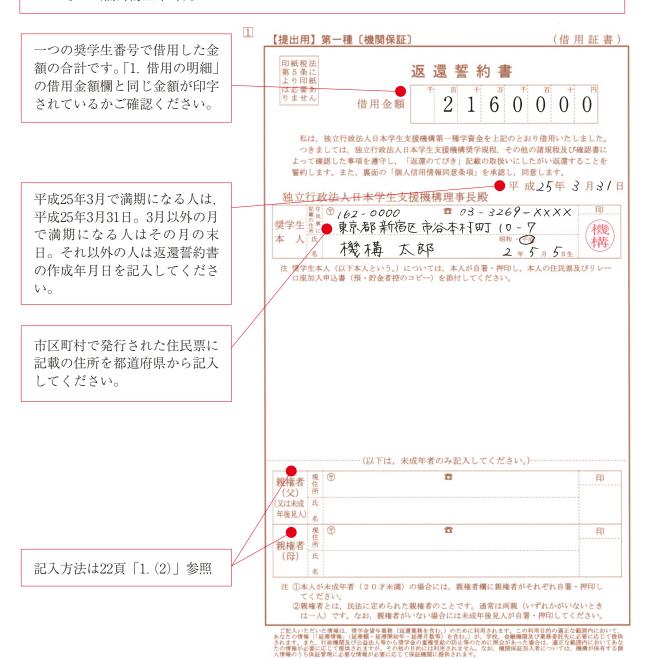
平

成

(2) 第一種奨学金 機関保証の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。
- 氏名と印は……
 - ①親権者(または未成年後見人)は必ずその人の承諾を受け、それぞれの人に署名、朱肉で押印してもらってください。
 - ②印鑑は各自のものを使用し朱肉で鮮明に押印してください。スタンプ印・ゴム印等の使用 は認められません。
 - ③同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。
- 記入事項を訂正するときは……

誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。 ただし、署名の一部分だけの訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は 使用しないでください。また、各欄内での訂正が難しい場合は、学校の窓口に申し出てくだ さい(欄外訂正不可)。



※ 返還誓約書の文言は一部変更予定です。

機

関

保 証

- 満期者の「1. 借用の明細 | 「2. 返還の方法 | については、標準修業年限まで借用したものと して計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は楷 書ではっきり漢字で記入してく ださい。

初回入金年月…最初に奨学金が 口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学金が 口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間は 除いてあります。

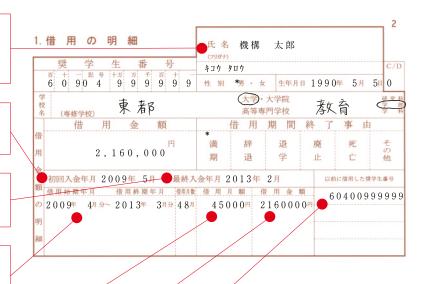
借用月額に変更があった場合は 行を改めて記入してあります。

借用した奨学金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があれ ば記入してください。その場合. 採用年度の新しいものから記入 してください。

希望する割賦方法を○で囲んで ください。

全額繰上返還を希望する場合で も必ず○で囲んでください。



2. 返 還 の 方 法

(1) 割賦方法について1又は2を選択して○で囲んでください。 (2) 奨学金の返還は、ゆうちょ銀行 都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫及び労働金庫の預貯金 座からの自動引き落しとなります。 (3) 返還誓約書提出前に必ず口座振替制度(リレーロ座)の加入手続きを終えてください。

割賦方法	返遺期日	返還回数	割賦金	最終割賦金
2 月賦返還	毎月27日	168	12857	12881
2. 併用返還	月賦分 毎 月 27 日	168	6428	6524
2. UT /11 1/2 1/28	半年賦分 毎年1月と7月の27日	28	38571	38583

保証料総額(予定)

85,536円

ド番号 学校番号 109990 区 分 学部·研究科·学科 $\begin{array}{c} 00 \\ 2006 \end{array}$ 12/09/01-000001

保証料総額(予定)は借用期間終了までに支 払う額です。

ただし、途中で機関保証に変更した場合は、 変更後に徴収した金額(予定)が印字されて おり、変更時に一括で支払った金額は含まれ ておりません。

- 住所は都道府県から記入してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション, 団地, アパートの棟号, 室番や同居先(例 ○○様方) は必ず記入してください。
- 訂正する場合, 訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して, 上部に正しい事項を記入 してください。

本勤

勤務先が決定した人,現に就職している人は記入してください。 未定の人は空欄にしておき,後日,勤務先が決定したら機構に届け出てください(様式は41頁)。

郵便物が確実に届く住所を<u>必ず</u> 記入してください。

卒業後の連絡先が未定の人は, 実家等,郵便物が確実に届く住 所を記入し,後日,住所が確定 したら機構に届け出てください (様式は41頁)。

本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に,機構から本人の住所・電話番号を照会します。この照会に回答できる人を記入してください。

3. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

左内 坂 商事 株式会社
動 名 所 TEL 0 3 - 3 3 6 6 - X X X X
オートウキョウト シンシュククイチがヤホンムラチョウ
章 162-000 ^養 東京都新宿区市谷本村町 10-7
連 TEL 0 3 - 3 2 6 9 - X X X
Fruz Likou@xxx.xx.xx

4. 本人以外の連絡先

	フリガナ	キコウ	7714				本人とのB 場合は4の	豚は該当の表)上段に本人と	k字を〇で の関係を1	囲み、下 E入してT	記以外の・ さい。	*
本		1			生	年	月	日	父	母	兄弟妹	
人以	氏名	機構	健一					月月日	1	2	3	4
M	フリガナ	トウキョウト	777277 - 006	1411	ヤホック	うす	ウ					
0		762	-006	٥								
連	住所	東京都	新宿区で	裕本	村町	10-	7					
絡	TEL	03-3	269-	XX	××			←市外局 間に「	- 日本 を で す と す と す と す と す と す と す と す と す と す	内局和記入。	番・番り	子の
先	携 帯 電話番号	090-	1111	- x	x x x							

注 ①奨学生本人が未成年者 (20歳未満) の場合には、親権者又は未成年後見人の方を記入してください。 ②本人が成年者の場合には、父母・親戚・知人など本人と連絡のとれる方を記入してください。 ③本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に本人の住所・電話番号を照会することがあります。

的

保

証

平

(3) 第二種奨学金 人的保証(連帯保証人と保証人による保証)の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。
- 氏名と印は……
 - ①連帯保証人・保証人・親権者(または未成年後見人)は必ずその人の承諾を受け、それぞれの人に署名、朱肉で押印してもらってください。
 - ②印鑑は各自のもの(連帯保証人および保証人の印は,実印(添付する印鑑証明書と同一印))を使用し朱肉で鮮明に押印してください。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
 - ③同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。
- 記入事項を訂正するときは……

誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。 ただし、署名の一部分だけの訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は 使用しないでください。また、各欄内での訂正が難しい場合は、学校の窓口に申し出てくだ さい(欄外訂正不可)。

一つの奨学生番号で借用した金額の合計です。「1. 借用の明細」の借用金額(元金)欄と同じ金額が印字されているかご確認ください。

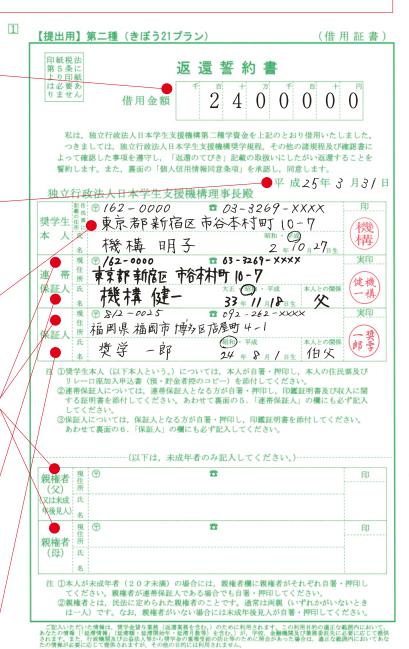
平成25年3月で満期になる人は、 平成25年3月31日。3月以外の月 で満期になる人はその月の末 日。それ以外の人は返還誓約書 の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に 記載の住所を都道府県から記入 してください。

選任の条件・記入方法について は22頁「1.(1)(2)」参照

連帯保証人となる人が自署,実 印により押印をし、印鑑証明書 および収入に関する証明書を添 付してください。

保証人となる人が自署,実印により押印をし,印鑑証明書を添付してください。



※ 返還誓約書の文言は一部変更予定です。

- 満期者の「1. 借用の明細」「2. 返還の方法」については、標準修業年限まで借用したものと して計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は楷 書ではっきり漢字で記入してく ださい。

平成19年度以降採用者について は借用年利率の下に利率の算定 方法(「利率固定方式」または「利 率見直し方式」) が印字されま す。

初回入金年月…最初に奨学金が 口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学金が 口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間は 除いてあります。

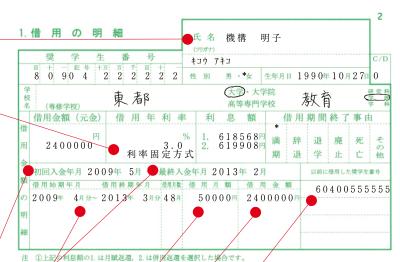
借用月額に変更があった場合は 行を改めて記入してあります。

借用した奨学金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があれ ば記入してください。その場合, 採用年度の新しいものから記入 してください。

希望する割賦方法を○で囲んで ください。

全額繰上返還を希望する場合で も必ず○で囲んでください。



②利率、利息額は返還開始月までは未確定のため上限利率年3.00%で仮計算してあります。

2. 返 還 の 方 法/

(1) 割賦方法について1 又1/2 を選択して○ 囲んでください (2) 奨学金の返還は、ゆうちょ銀行・都市が行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信 貯金口座からの自動引き落しとなります。 (3) 返還管約書提出前に必ず口座接替制度(リレー口座)の加入手続きを終えてください。 て○マ囲んでください 市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・信用金庫及び労働金庫の預

割赋方法	返還期日	返還回數	初回割賦金	通常割賦金	最終割賦金	割賦金合計 (利息を含む返還額)
①月賦返還	毎月27日	180	16769	16769	16917	3018568
o /# #1 15 78/	開 毎月27日	180	8384	8384	8516	$1\ 5\ 0\ 9\ 2\ 5\ 2$
2. 折用返返	半年賦分:毎年1月と7月の27日	3 0	50355	50355	50361	1510656

①月賦返還及び併用返還の月賦かにおける借用終期年月の翌月から初回返還期日の前月27日までの利息(据置期間利息)は、毎回の割賦分に均等に加算してあります。併用返還の半年賦分における借用終期年月の翌月から初回返週期日の6ヶ月前の27日までの利息(据置期間利息)は、毎回の割賦金に均等に加算してあります。
②初回河賦金及び最終割

3. 屋出済連帯保証人と住所 連帯保証 機構 健一 様

所 東京都 新宿区 市谷本村町10-7 住

> (123456

学校番号 区 分 端·研科·斜 109990 2006 12/09/01-000001

奨学生採用時に提出した「確認書」で届け出た 人です。変更を申し出た場合は変更後の連帯保 証人を印字しています。なお、採用された年に よっては印字されていない場合があります。

的保

証

平

成

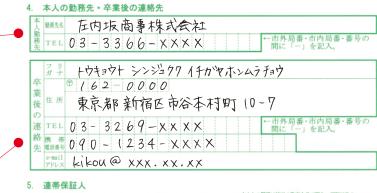
- 住所は都道府県から記入してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション. 団地. アパートの棟号. 室番や同居先(例 ○○様方) は必ず記入してください。
- 訂正する場合, 訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して, 上部に正しい事項を記入 してください。

勤務先が決定した人,現に就職している人は記入してください。 未定の人は空欄にしておき,後日,勤務先が決定したら機構に届け出てください(様式は41頁)。

郵便物が確実に届く住所を<u>必ず</u> 記入してください。

卒業後の連絡先が未定の人は, 連帯保証人の住所を記入し,後 日,住所が確定したら機構に届 け出てください(様式は41頁)。

返還誓約書表面と同じ人を記入 してください。



連	フリガナ	キコウ	7>14			本人との関係 場合は4の。	系は該当の要 上段に本人と	k字を○で の関係を言	部み、下 記入して下	とは外の **
連		1.16.1.46		生	年	月	日	父	母	見弟妹
帯	氏名	機構	健一	大正昭和		33年[[月18日	1	2	3 4
	フリガナ	トウをカト	シンジュフフ	イナガヤホ	1474	≱ ^ب				
ren.		9/62	-000	8						
保	住 所	東京都	辅腔市	浴村門	10-	7				1
証	TEL		269->			*	-市外局 間に「	∄番・市 一」を		番・番号の
	携 帯 電話番号	090 -	1111	- x x x >	<					
人	勤務先	树龄	機構工業	勤務先 TEL	3 -	3 2	69	- ;	XX	ΧХ

6. 保証人 (未成年者等保証能力がない人は認められません。)

保	フリガナ	ショウがク イチロウ	場合は4の上段に本人との関係を記入して下さい。
休		业 生	年 月 日 兄弟姉妹 19 父
氏名 獎学 一郎		父子一即 图 平	成 124年8月/日 3 ④
	フリガナ	フクオカケン フクオカシ しゅタク テ	シヤマテ
		€ 8/2-0025	
証	住所	福岡県福岡市博多区店	渥町 4-1
	TEL	092-262-XXXX	←市外局番・市内局番・番号の間に「一」を記入。
	携 帯 電話番号	090-1212-XXXX	
人	勤務先	(有) 返還商事 財務先 O	92-262-XXXX

学校での 点検者印

(4) 第二種奨学金 機関保証の場合

- 記入には、黒か青のボールペンを使用してください。消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンは使用不可です。
- 氏名と印は……
 - ①親権者(または未成年後見人)は必ずその人の承諾を受け、それぞれの人に署名、朱肉で押印してもらってください。
 - ②印鑑は各自のものを使用し朱肉で鮮明に押印してください。スタンプ印・ゴム印等の使用 は認められません。
 - ③同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。
- 記入事項を訂正するときは……

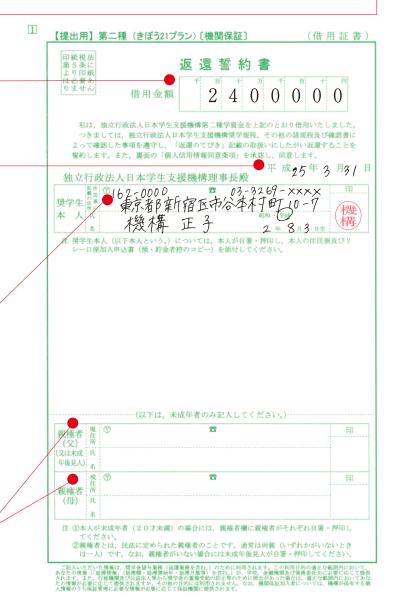
誤った部分を二本線で消して、各自の印を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。 ただし、署名の一部分だけの訂正は認められません。紙貼り、修正液、ナイフ、字消し等は 使用しないでください。また、各欄内での訂正が難しい場合は、学校の窓口に申し出てくだ さい(欄外訂正不可)。

一つの奨学生番号で借用した金額の合計です。「1. 借用の明細」の借用金額(元金)欄と同じ金額が印字されているかご確認ください。

平成25年3月で満期になる人は、 平成25年3月31日。3月以外の月 で満期になる人はその月の末 日。それ以外の人は返還誓約書 の作成年月日を記入してください。

市区町村で発行された住民票に 記載の住所を都道府県から記入 してください。

記入方法は22頁「1.(2)」参照



※ 返還誓約書の文言は一部変更予定です。

機

関保

証

- 満期者の「1. 借用の明細」「2. 返還の方法」については、標準修業年限まで借用したものとして計算してあります。
- 「2. 返還の方法」欄の訂正は訂正印を押してください。

機械印字されていない場合は楷 書ではっきり漢字で記入してく ださい。

平成19年度以降採用者について は借用年利率の下に利率の算定 方法(「利率固定方式」または「利 率見直し方式」)が印字されま す。

初回入金年月…最初に奨学金が 口座に入金された年月です。

最終入金年月…最後に奨学金が 口座に入金された年月です。

借用期間です。休・停止期間は 除いてあります。

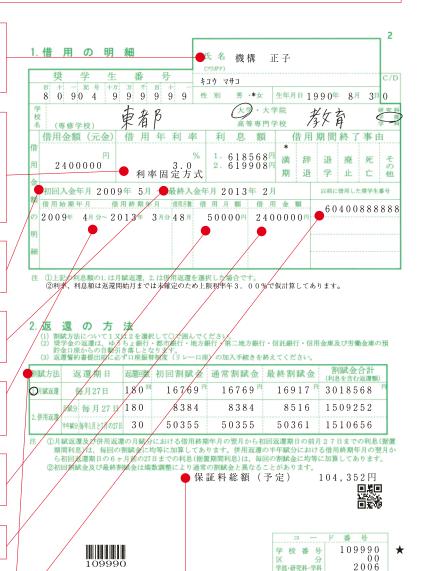
借用月額に変更があった場合は 行を改めて記入してあります。

借用した奨学金の合計額です。

印字以外の前奨学生番号があれば記入してください。その場合,採用年度の新しいものから記入してください。

希望する割賦方法を○で囲んで ください。

全額繰上返還を希望する場合で も必ず○で囲んでください。



保証料総額(予定)は借用期間終了までに支 払う額です。

12/09/01-000001

ただし、途中で機関保証に変更した場合は、 変更後に徴収した金額(予定)が印字されて おり、変更時に一括で支払った金額は含まれ ておりません。

(123456

- 住所は都道府県から記入してください。
- 「大字」「字」は省略してください。
- マンション, 団地, アパートの棟号, 室番や同居先(例 ○○様方) は必ず記入してください。
- 訂正する場合, 訂正印は不要です。誤った部分を二本線で消して, 上部に正しい事項を記入 してください。

勤務先が決定した人,現に就職している人は記入してください。未定の人は空欄にしておき,後日,勤務先が決定したら機構に届け出てください(様式は41頁)。

郵便物が確実に届く住所を<u>必ず</u> 記入してください。

卒業後の連絡先が未定の人は, 実家等,郵便物が確実に届く住 所を記入し,後日,住所が確定し たら機構に届け出てください (様式は41頁)。

本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に,機構から本人の住所・電話番号を照会します。この照会に回答できる人を記入してください。

3. 本人の勤務先・卒業後の連絡先

本人の勤務先名 TH	左内坂商事株式会社
名TI	
ブガ	プ トウキョウト シンジュクク イチかや ホンムラチョウ
卒業	162-0000
後の	■ 東京者β 享斤宿区市谷本村町 10-7
連 TE	リンプ シアリー スペスト 間に「一」を記入。
絡 携 先 電話	# 090-1234-xxx
e-m アド	kīkou@xxx.xx,xx

4. 本人以外の連絡先

		フリガナ	キコウ	7714					関係は該当の要 D上段に本人と				•
	本		Lale L II			生	年	月	日	父	母	兄弟妹	
	人以	氏名	機構	健一		大正昭和	Н	33年1	月月日	1	2	3	4
	外	フリガナ	りもり	シンジュフク		ヤホッム・	7491	ナ					
/	の	住所	1 6 Z	- 0 0 0		+		_					
	連		果籽配	新宿区了	裕存	杆門	0-1						
	絡出	TEL	03-3	269-	χx	ХX			←市外局 間に「				の
	先	携 帯 電話番号	090-	1111	' - ×	xxx							

注 ①奨学生本人が未成年者 (20歳未満) の場合には、親権者又は未成年後見人の方を記入してください。 ②本人が成年者の場合には、父母・親戚・知人など本人と連絡のとれる方を記入してください。 ③本人へ送付する重要な書類が届かないなど連絡がとれない場合に本人の住所・電話番号を照会することがあります。

> 学校での 点検者印

3

Ⅵ 貸与奨学金返還確認票の確認(平成22年4月以降採用者)

奨学生採用時に返還誓約書を提出している方は、奨学金の貸与が終了すると、または奨学金の貸与が 満期となる時期が近づくと「貸与奨学金返還確認票」(37頁~38頁参照)が交付されます。

貸与奨学金返還確認票に印字されている内容をよく見て、借用金額や貸与期間に間違いがないか、奨学生本人の住民票住所、連帯保証人・保証人の住所または本人以外の連絡先に変更がないか、よく確認してください。人的保証の場合は連帯保証人・保証人に、機関保証の場合は本人以外の連絡先として届け出られている方に必ず確認してもらってください。

この貸与奨学金返還確認票は、裏表紙の内側に貼り付け、返還が完了するまで大切に保管してください。

1. 内容の確認

「貸与奨学金返還確認票」の内容(借用金額・貸与期間等)に疑問や要訂正事項があれば、貸与を 受けた学校に申し出てください。

割賦方法については、採用時に提出した返還誓約書で選択した割賦方法に*(アスタリスク)が印字されています。ただし、「貸与奨学金返還確認票」が作成された時期によっては、*(アスタリスク)が印字されない場合があります。

2. 内容の変更

貸与奨学金返還確認票には、本人、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先(機関保証)の氏名、住所、電話番号、携帯電話番号、Eメールアドレス、勤務先等が記載されています。確認して、変更や追加がある場合には学校に届け出てください。

また、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先(機関保証)となっている人が変更となっている 場合(氏名の変更ではなく人自体の変更です)も、学校に届け出てください。

貸与終了後にこれらに変更や追加があった場合には、それぞれ、所定の様式等を用いて、速やかに機構へ届け出てください。詳細は3頁「3. 住所・電話番号等の変更、連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先(機関保証)の変更」を参照してください。

3. リレーロ座加入申込書「預・貯金者控しのコピーの提出

「貸与奨学金返還確認票」の交付を受けた方は、金融機関の窓口へ「リレー口座加入申込書」を提出してリレー口座加入手続を行い、学校が指示する期日までに金融機関から受け取った「預・貯金者控」のコピーを学校へ提出してください。

リレー口座の手続き方法については、2頁「2. リレー口座による返還 | を参照してください。

<奨学金の種類>

あなたが貸与を受けた奨学金の種類が印字されています。

・保証区分 人的保証:連帯保証人および保証人の保証を受ける制度 ·貸与種別 第一種:無利息

> 第二種:利息付 機関保証:保証機関の連帯保証を受ける制度

<借用金額>

一つの奨学生番号で借用した金額(元金)の合計です。 月額の変更をした場合も反映されています。

●【第二種人的保証】

貸与奨学金返還確認票

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を貸与し、貸与終了後返還することを 誓約いただいております。以下の内容について確認し、人的保証制度を選択した方は、連帯 保証人及び保証人にも内容を確認してもらってください。 内容に変更がある場合には、所定の届出が必要です(裏面参照)。

独立行政法人日本学生支援機構理事長

CD ()

平成 24 年 9 月 1 ⊞ 借用金額 () () ()

奨学生

8 1 1 - 0 4 - 2 2 2 2 2 2

〒 162 − 0845 東京都新宿区市谷本村町 10−7

電話番号 03-0000-0000

Eメールアドレス ABCDEFG@000.NE.JP

フリガナ キコウ アキコ

氏名 機構 明子

平成 2年10月27日生 性別 女

携帯電話番号 080-0000-0000

貸与の状況

	貸与	期間		貸与月数	貸与月額	貸 与 額 計
2011 年	4月~	2013 #	3 月	24 月	50000 ⊞	1200000 円
年	月 ~	年	月	月	円	円
年	月 ~	年	月	月	円	円
年	月 ~	年	月	月	円	円 円
在学校						採用種別 在学

日本学生支援大学

返還の条件(目安) あなたが選択している割賦方法に*印が印字されていることを確認してください。

	返 還 期 日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦	毎月27日	144	10055	10055	10137
返還		回	円	円	円
* 1	月賦返還選択時の総支払い額	(利子)	(み)		1448002 円
併用	月賦分 毎月27日	144 💷	5027 ⊞	5027 H	5107 円
返還	半年賦分 毎年1・7月の27日	24 💷	30196 ⊞	30196 ⊞	30216 円
2	併用返還選択時の総支払い額	(利子)	(人み)		1448692 円
選択され	1 た利率の管定方法・利率固定方式	•	•		

注:返還の方法(目を)は、上限利率の年3.0%(増額貸与部分は,年3.2%)で仮計算しています。 確定した年利率で計算した内容については,貸与終了後に送付される通知でご確認ください。

ご登録いただいた情報は,奨学金貸与業務(返還業務を含む。)のために利用されます。この利 用目的の適正な範囲内において、あなたの情報 (「延滞情報」(延滞額・延滞開始年・延滞月数等)を含む。」が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

<返還の条件(目安)>

第二種奨学金の場合は、登録されている利率の 算定方法(「利率固定方式」または「利率見直 し方式 |) が印字されています。

<貸与の状況>

記載の学校で貸与を受けた奨学金の明細です。 貸与期間、月額を確認してください。

<奨学生本人>

あなたの奨学生番号、住所(返還誓約書または住所変更届 で届け出た住民登録住所)、電話番号、メールアドレス、 氏名, 生年月日, 性別です。

【人的保証の場合】

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た連帯保証人です。
- ②返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た保証人です。

【機関保証の場合】

- ①返還誓約書または連帯保証人・保証人等変更届で届け出た本人以外の連絡先です。
- ②記載はありません(*印字)。

市 洪	住所 〒 162
連 帯 保証人	東京都新宿区市谷本村町 10-7
	電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-0000
	フリガナ キコウ イチロウ 続柄 父
	氏名 機構 一郎 (1)——
	昭和 33 年 2月 2 日生
	勤務先
	(株) 奨学建設
	電話番号 03-0000-1111
保証人	住所 〒 530 — 0001 大阪府大阪市北区梅田 1 丁目 0 0 0 0
	電話番号 06-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-9999
	フリガナ ショウカ * ク ハナコ 統柄 おば
	^{氏名} 奨学 花子 (2)——
	昭和 39 年 4月 4 日生
	勤務先
	(有) 機構商店
	電話番号 06-0000-9999
* * * * * *	住所 〒 - **********************************
***	電話番号 *********** 携帯電話番号 ************************************
***	フリガナ 続柄

	** 年 ** 月 ** 日生

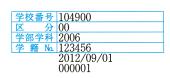
- (返還開始に際してのお願い)

 1. 奨学金は貸与制です。返還金は後輩の奨学金の財源として運用される仕組みとなっています。借りた奨学金は貸与終了後に必ず返還しなくてはなりません。

 2. リレーロ座加入申込書により、取扱金融機関窓口で加入手続きをお願いします。その際、加入申込書(預貯金者控)1部を受け取り、そのコピーを学校に提出してください。

 3. 貸与終了後、引き続き在学又は進学する場合には、「在学届」を提出してください。





貸与奨学金返還確認票の文言は一部変更予定です。 **※**

Ⅵ 各種願出用紙

○返還保証書 40頁	○転居・改氏名・勤務先(変更)届 41頁
○連帯保証人変更届42頁	○保証人変更届43頁
○本人以外の連絡先(機関保証)変更届 44頁	○繰上返還申込書 45頁
○奨学金返還期間変更願 46頁	○在学届47~48頁
○奨学金減額返還願·奨学金返還期限猶予願···49~52頁	○在学期間短縮届 53頁
○奨学金減額返還短縮願・奨学金返還期限猶予短縮願 … 54頁	

届出、願出に当たっては、機構のHPに掲載してあるQ&A等を事前に参照してください。

http://www.jasso.go.jp/henkan/faq_henkan.html

また、ここに掲載してある様式は平成24年9月現在のものです。様式は改正されることがあります。 様式は機構 H P にも掲載していますので、願出の際には最新の様式を確認のうえご利用ください。

http://www.jasso.go.jp/henkan/todokede/

各種願・届・文書の提出先

返還に関する諸用紙	提 出 先
転居·改氏名·勤務先(変更)届 繰上返還申込書	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 奨学事務センター 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 FAX 03-6743-6683
連帯保証人変更届(FAX不可) 保証人変更届(FAX不可) 本人以外の連絡先(機関保証)変更届(FAX不可) 返還保証書(FAX不可) 在学期間短縮届(FAX不可)	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 奨学事務センター 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
奨学金減額返還願(FAX不可) 奨学金返還期限猶予願(FAX不可) 奨学金減額返還短縮願(FAX不可) 奨学金返還期限猶予短縮願(FAX不可)	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還猶予課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
奨学金返還期間変更願(FAX不可)	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7
返還に関するその他の書類	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 FAX 03-6743-6676
在学届	在学している学校に提出してその指示に従ってください。
リレー口座加入申込書	金融機関に提出してください。 申込書は機構ホームページ(下記参照)から請求してください。 http://www.jasso.go.jp/henkan/houhou/koza_youshiseikyu.html ナビダイヤル(裏表紙参照)に電話、または機構へ郵便、FAXでも請求で きます。郵便、FAXでの請求の場合は、①奨学生番号、②氏名、③郵便 番号、④住所、⑤電話番号を記入(様式自由)のうえ、下記までお送りく ださい。 独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還促進課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 FAX 03-6743-6676

免除に関する諸用紙	請求先・提出先
・死亡または精神もしくは身体の 障害による返還免除について ・特別免除制度による免除について	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業部 返還免除課 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7 FAX 03-6743-6675

		j	豆 還 伢	証	書		保証人・保証人 ほどちらかに○をつける	-		
								年	月	l
フリ	リガナ									
氏	名					(実印)	奨学生との関係			
生年	5月日					No.				
住	所	(〒	_)		/l			
							自宅電話番号			
							携帯電話番号			
フリ奨学	ガナ生氏名	寺の学校 	_			生年月	日			
1土	אין	(1			,		自宅電話番号			
							携帯電話番号			
1.	現在の	資産等の	状況につ	いて						
		区分	•				金額等			
		所得金額	(年収)					戶円		
1/10	預貯金							戶円		
資産		(評価額)						作円		
資産等	その他				20	ことを証明す		f円 zm. a zad	高証明書,	登記
	所得金額	「, 預貯金額 し等) を添			, ~()		る音類 (源永徴収示,『	貝貯金残品		
(注)	所得金額 謄本の写		付してくだ		, (0)		る言類(源永敏収宗,1	貝貯金残品		
(注)	所得金額 謄本の写	し等)を添	付してくだ					一 円		
(注)	所得金額 謄本の写	し等)を添画につい	付してくだ				-1			

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は, 奨学金貸与業務(返還業務を含む)のため に利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含 む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

第二種奨学金(海外)の貸与を受けた方は、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保 証機関に提供されます。 -40-

※楷書ではっきり記入してください。

				転	居	・改	氏名	፭ •	勤務	先	(変更	≣)	届				
的	・機関値	ままな とうしゅう とうしゅう とうしゅ しょう とうしゅ しょう とうしゅ しょう しゅう しゅう しゅう しゅう しょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	共涌】	ı	,				-		0		10				16
]変更	をするし					: 1 9]	ſ	<u> </u>	2		学	生	番		号	CD
変更を 本 本 本 本 本 本 本 本 本) 1 2		F			記号						$-$ \/	
的但	ままり				,												
		- 帯保	証人		_	5 2 2	1	L									/
\$ 0 T	が囲む 信	. 証	人				-	Γ			奨	学	牛	氏	名		
大																	
変更	をするし	- 1 M	h o i	古奴片			1	L									
とつて	・囲む ⁴	·八丛	グト マノズ	生附刀	2 0 0												
	1		暦年		月						奨	学生	生年	月日	1		
提	шь							-	昭和			年			月		日
									平成								
※氏	と名の間]は1:	コマあり	け,濱	涼・:	半濁点	減は1 :	コマ使	拥								
4										きは,	新氏名	を記	入				
25																	
			-	-	-	+		+		<u> i </u>	i						
							-										
※改	姓のとき	のみ	∃姓・₹	新漢字	"氏名	を記入	_										
	日姓 (>	カタカ	<u>)ナ)</u>	_				r. 60		改姓	のと			莫字.	氏名		
33								€ 00					名				
	<u> </u>						L										
	郵便	 番号	120			_	-	!	-								
					\perp												
					- [/r	, va	<u> </u>										
新					有	び見	1										
	子				府	片片	4										
l Æ÷																	
III.																	
	漢																
所	字																
電番	話 327																
	持電 347			-													
е.	mail	367	<u> </u>						-	i		!	!	!	!		
ア	ドレス																
		487															
勤	漢	:															
勤) 漢	:															
 	为 漢 字 話番号	:	1 1	-		-	-			-	-		!	1		<u> </u>	

(注) 連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の転居等の場合も届け出てください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

※楷書ではっきり記入してください。

Е]本学生支援機構理事長	殿		年	月	日
下記	このとおり,旧連帯保証	人を新連帯保証人	に変更しますので,印鑑証明	書(原本)		
及び	「収入に関する証明書を	添付の上お届けし	ます。			
奨	学生番号	• •				
借用	終了時の学校名					
本	人 フリガナ					
	氏 名		(印)			
	住 所(〒 -)				
	自宅電話番号		携带電話番号			
	勤務先名					
			勤務先電話番号			
	e-mailアドレス					
新達	連帯保証人 フリガナ					
	氏 名		実印			
	Д		美 印			
	生年月日		本人との続柄			
	住 所(〒 -)				
	自宅電話番号		携帯電話番号			
	勤務先名					
			勤務先電話番号			
フリ	ガナ					
	車帯保証人氏名					

(注) 連帯保証人を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署し押印してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

第二種奨学金 (海外) の貸与を受けた方は、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。 -42- 12.9

※楷書ではっきり記入してください。

日本学生支援機構理事長	保証人変更届	年	月	日
	新保証人に変更しますので,印鑑証明書(原本)を	添付の上	_	
お届けします。				
奨学生番号	•			
借用終了時の学校名				
本 人 フリガナ				
	印			
氏 名				
住 所(〒 -				
自宅電話番号	携帯電話番号			
勤務先名				
	勤務先電話番号			
e-mailアドレス				
新保証人 フリガナ				
氏 名				
生年月日	本人との続柄			
住 所(〒 -)			
自宅電話番号	携帯電話番号			
勤務先名				
	勤務先電話番号			
フリガナ				
旧保証人氏名				
〈変更理由〉				

(注) 保証人を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署し押印してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

第二種奨学金 (海外) の貸与を受けた方は、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。 -43- 12.9

- ※楷書ではっきり記入してください。
- ※この様式は本人以外の連絡先として届け出られている方を変更するための届出用紙 (機関保証選択者用)です。住所・電話番号等の変更の場合は、「転居・改氏名・勤務先 (変更)届」 (41頁)で届け出てください。

E]本学生支援機構理事長 殿	年 月 日
下記	己のとおり、「本人以外の連絡先」を新しい	「本人以外の連絡先」の方に変更しますので, お届けしま
奨	学生番号 • •	
借用]終了時の学校名	
本	人 フリガナ	
	氏 名	fp fp
	住 所 (〒 -)	
	自宅電話番号 勤務先名	携帯電話番号 勤務先電話番号
	e-mailアドレス	
変見	更後の新しい本人以外の連絡先	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	本人との続柄
	住 所 (〒 一)	
	自宅電話番号	携帯電話番号

(注)本人以外の連絡先を変更する場合は、必ずその本人の承諾を受け、その本人が自署してください。 ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のため に利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含 む)が、学校、金融機関及び業務委託先に、また、本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供

されますが、その他の目的には利用されません。

なお,機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

※楷書ではっきり記入してください。

						申込書	i					
コ ま 学生:	支援機構理	3 声 巨	品化							年	月	日
口华子土.	义 饭 悯 归	要 区	灰									
(フリァ 奨 学	がナ) と 生 氏 名											
住		T										
1土	所	白字雷	話番号				携帯電	話番号				
	•	FAX	<u>ш н 7</u>				1)9 II1 FEI	н н Э				
	-		る場合があり) ますのつ	 で、電話番	—— 号は必ず	記入してく	ださい。				
_	月	振替日	日に、下	記奨学	生番号0)奨学金	繰上返	還を希	望し	ます。)	
(繰上返還希												
()-14-1-14-14-114	う望の奨学生 都	号のみ	記入してく	ださい。))							
奨学生番	号 (1)		• •			/ -	数マは全			くだ	3 10.	
獎学生番 ※希望 ②0 ※併月		Dか②l る場合 返還と	・ こ○をつけ では、希望 半年賦返	,②の ¹ 金額に近 還の併用	場合はA い繰上返 J) の人が	か B に 回 還回数を 一部繰 L	数又は金 ・本機構で ・返還をす	額を記 計算し る場合	入して 金額を , 月賦	設定し 返還部	∠ます。 『分の∂	
獎学生番 ※希望 ②0 ※併月 一音	号(1) 望する返還(DBを希望す 用返還(月賦	Dか②l -る場合 - 返還と となり,	・ こ○をつけ は、希望 半年賦返 半年賦返	,②の ¹ 金額に近 還の併用	場合はA い繰上返 J) の人が	か B に 回 還回数を 一部繰 L	数又は金 ・本機構で ・返還をす	額を記 計算し る場合	入して 金額を , 月賦	設定し 返還部	∠ます。 『分の∂	
獎学生番 ※希望 ②0 ※併月 一音	号(1) 望する返還の Bを希望す 用返還(月賦 部繰上返還る	Dか②l -る場合 - 返還と となり,	・ こ○をつけ は、希望 半年賦返 半年賦返	,②の ¹ 金額に近 還の併用	場合はA い繰上返 J) の人が	か B に 回 還回数を 一部繰 L	数又は金 ・本機構で ・返還をす	額を記 計算し る場合	入して 金額を , 月賦	設定し 返還部	∠ます。 『分の∂	
獎学生番 ※希望 ②0 ※併月 一音	号 (1) 望する返還の Bを希望す 用返還 (月賦 部繰上返還と	Dか②k つる場合 と返還と となり、 につい	・ こ○をつけ は、希望 半年賦返 半年賦返	,②のが 金額に近 量の併用 量 部分に	場合はA: い繰上返 引) の人が ついては	か B に 回 還回数を 一部繰 L	数又は金本機構で上返還をす	額を記 計算し る場合	入して 金額を , 月賦	設定し返還部	∠ます。 『分の∂	ў
奨学生番 ※希望 ②の ※併月 一音 奨学	号 (1) 望する返還(のBを希望す 用返還(月賦 部繰上返還) 生番号(1)	Dか②に る場合 返還と となり, につい A.	・ こ○をつけ は、希望 半年賦返 半年賦返 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	,②のが 金額に近 量の併用 量 部分に	場合はA: い繰上返 引) の人が ついては	か B に 回 還 回 数 を 一 部 繰 上	数又は金本機構で上返還をす	額を記 計算し る場合	入して 金額を , 月賦	設定し返還部	ンます。 B分の <i>i</i> ます。	ў
奨学生番 ※希望 ②の ※併月 一音 奨学	号 (1) 望する返還の Bを希望す 用返還 (月賦 部繰上返還る 生番号 (1) ① 全額 ② 一部	Dか②に る場合 返還と となり, につい A.	・ こ○をつけ は、希望 半年賦返 半年賦返 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十	,②のが 金額に近 量の併用 量 部分に	場合はA: い繰上返 引) の人が ついては	か B に 回 還 回 数 を 一 部 繰 上	数又は金本機構で上返還をす	額を記 計算し る場合	入して 金額を , 月賦	設定し返還部	ンます。 B分の <i>i</i> ます。	ў
奨学生番 ※希望 ②の ※併月 一音 奨学	号 (1) 型する返還の Bを希望す 用返還 (月賦 部繰上返還 生番号 (1) ① 全額 ② 一部 生番号 (2)	Dか②k - る場合 - 返還と となり, につい A.	・ こ○をつけ は、希望 半年賦返 半年賦返 ・ て 当月分+	,②のが 金額に近 量の併用 量部分に	場合はA: い繰上返 引) の人が ついては 回分	か B に 回 還 回 数 を 一 部 繰 上 一 部 繰 上	数又は金 本機構で 近還をす 上返還とな	額を記しる場合 いっぱい	入金額賦,場合か	設定 返還 高り 三 円	ンます。 ぶ 分の <i>設</i> ます。 (上限	ф / (i)

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

※楷書ではっきり記入してください。

奨学金返還期間変更願

年 月 日

日本学生支援機構理事長 殿

貸与を受けた奨学金の借用金額の合計額により算出した返還期間(回数)にもとづいて返還したいので、返還期間の変更をお願いします。

奨 学	生	番	号		借	用	金	額	
•	•								円
•	•								円
•	•								円
•	•								円
合		計							円

フリガナ						
氏 名		(,	年	月	印 日生)
住 所	₹					
電話番号	(自宅) (携帯)					
e-mail アドレス						
勤務先名				ъ. п		
			電話都	等号		

※確認の連絡を取る場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

「在学届」の記入上の注意点と記入例

1. 奨学生番号は、奨学金の借用が終了しているもののうち採用年度の「新しい番号」を記入すること。

奨学生番号の記入例

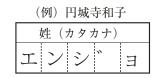
(例) 698 力 65432

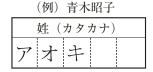
				奨	学	生	番	号			
			計	号							CD
5			8		10					15	
6	9	8	ナ)	 	6	5	4	3	2	

(例) 604 - 04 - 654321

				奨	学	生	番	号			
			ŧ	已号							CD
5			8	1	10					15	
6	0	4	0	4	6	5	4	3	2	1	

- 2. 借用終了時の学校名は、借用が終了したもののうちで最後に貸与された学校名を記入すること。
- 3. 姓は左につめてカタカナで記入し、ダク点、半ダク点は、1コマ使用すること。 (姓の6コマ以上、及び名は書かなくてよい。)





4. 卒業予定期は、現在在学中の学校の正規の最短修業期の年を西暦の下2桁(平成の年+88)で記入すること。

なお、休学などで正規の最短修業期を超えたときは、その卒業予定期を記入して提出すること。 また、卒業予定月が3月ではない場合は、3と記載のあるところに二本線を引き、上部余白に正しい月を記入すること。(訂正印不要)

- 5. 在学年数は、次の(1)~(4)のいずれかの年数を記入すること。
 - (1) 1年次入学(学士入学を含む)のときは、そのときから正規の最短修業期までの年数
 - (2) 休学、その他の事由で卒業が延期となったときは、その延びる年数
 - (3) 辞退、廃止などにより在学期間中に借用が終了したときは、そのときから卒業するまでの年数
 - (4) 留年した者及び大学の通信教育部又は放送大学の全科履修生として在学する者は「1」を記入し、毎年提出すること。

※在学期間が1か月~11か月の場合は、「1」と記入すること。

学期間短縮届」(様式は53頁)を機構へ提出してください。

- 6. 専修学校については、学校の電話番号(担当者名)及び修業年限も記入すること。
- 7. 早期卒業・退学等で届出の在学期間が短くなった場合 卒業等により在学猶予を受ける資格がなくなります。提出済みの在学期間は短縮となりますので「在

12.9

※学校で証明を受けた後、日本学生支援機構に提出してください。 ※楷書ではっきり記入してください。

データ種別 1 2 3 4	:	在学	全届			
1 3 1 6			フリガナ			
奨 学 生 番			氏 名			
記号 5 8 10	15 C	D	生年月日	19 年	月	日生
			連絡先電話番号	_	_	
姓 (カタカナ)	現在校の	入学 年	F 月	現在	· 交の 卒業(予定) 期
17	西暦年	月		四暦年	月	在学年数
				29	3	34
↑ここから記入	上西暦€	つ下2村	 行を記入	Ĺ西暦	の下2桁を	記入
借用終了時の学校名						
借用終了年月·事由	年		月分まで受	是領 満期·	辞退・退	学・廃止
該当する場合のみ○で囲む		留年	・休学・在第	籍中の留学・通	通信教育・加	放送大学
現在校の学籍(学生証)番号						
学 校 名						
大	学	Ĕ	学 部	学科【昼夜		学年
大	学院	Ŧij.	开究科	専攻 $\begin{bmatrix} M \\ D \\ D \\ D \end{bmatrix}$	C C 医歯	学年
専修学校名	学校	高等	課程	分野		
(TEL)	専門]課程	学科		学年
				(修業年限	年	課程)
高等専門学校・高等学校	名			学校		学年
し回のしおり左半している	2 (いよ) さんき	الإلان الد	1 ++	電話番	号(担当者	(名)
上記のとおり在学している 年 月 日	S (V 1/€) C € 8	正配州	レより○	_)
学校長名			TEEK	学校	番号	区分
大学長名 (関係部課長)			職印			
【連絡事項欄】						

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。 ※本様式は学校より日本学生支援機構へ送付願います。 12.9

	/ -	_
V.	/1	щ

※ 1年ごとの願出となっています。

	*	記入には.	黒か青のボールペン	ノを使用してください
--	---	-------	-----------	------------

~	援機構理事長	限猶予願 殿			学金減額返還願」とし 平成	年 月	H
	番号を希望		奨 学				
(希望する	選学生番号はすべて記	!入してください。]	生	<u> </u>		· · ·	
- 右欄に記	入の奨学生番号の	 み希望	一番——号	· ·			
フリガナ							
本人氏名			(印)		:	年 月 日	生
本人住所							
電話番号 (自宅)				(携帯)			
勤務先名				電話番号	()	
外国居住の 場合の				танн ш э	連絡者氏名	,	
国内連絡先住所	~ = = = = = = = = = = = = = = = = = = =				連絡者電話番号	()	
期間について		期間、猶予期間を					
○奨学金 L〗 希望減額返還	#RI BB					・4・6・8・10・12かり	
4世里城根及及	. 期间 (西曆) 	年 丿	月 ~ (西暦)	年		<u>ずれか</u> となるように 数には1か月加算しま	
○奨学金返還	選期限 猶予	を希望する					
希望猶予期間	(西曆)	年 月	月 ~ (西暦)	年	月 まで (※ <u>12</u>	<u>か月以内</u> の期間を記	入)
願出の事由】	□に √ し,所得証	- - - 明書等,願出の事	事由に応じた	証明書を添付し [・]	てください。		
[傷病	生活保護受給	中 二 入学準値	備中 🔲	失業中	経済困難	の他()
	ntiba a leint G t. t. =r				は「経済困難」又は「そ		
	以降に採用された所 税法に定める控除対				を希望する場合は, ど □ いる □ いフ	ちらかに と してく: ない	ださい。
		収入と专出の状況	(
[事情] 返還困難	惟な事情について,」		(金額, 便庭)	など)とともに,	わかりやすく具体的に	記入してください	0
[事情] 返還困難	惟な事情について,「		(金額, 便庭	など)とともに,	わかりやすく具体的に	:記入してください	0
[事情] 返還困難	惟な事情について、「		(金組,便述	など) とともに, 	わかりやすく具体的に	記入してください 	0
事情〕返還困難	#な事情について,		(金額,便逐	など) とともに,	わかりやすく具体的に	記入してください	0
事情〕返還困難	#な事情について,		(金額,便逐	など) とともに,	わかりやすく具体的に	記入してください	0
事情〕返還困ず	#な事情について、		(金額,便逐	など) とともに,	わかりやすく具体的に	記入してください	0
事情〕返還困ず	#な事情について,		(金組,便達	など) とともに,	わかりやすく具体的に	記入してください	0
						記入してください	
事情 返還困難		は猶予期間終了後の				記入してください	0
						記入してください	0
						記入してください	
							別紙可)
(一) 今後の返還見通		は猶予期間終了後	の返還の見通	しを記入してくた	žv.		
、	し〕減額返還期間又 ある方は、②裏面 、ご了承ください。 豊型無利子奨学金につ	は猶予期間終了後 の「特別な支出」(の「特別な支出」(の返還の見通 こついても必	しを記入してくた ず記入してくださ 奨学生証にその旨記	ざさい。	りますので、ご確認く	別紙可)
【 今後の返還見通 ※特別な支出がる 以下のことについて ※1 所得連動返 ※2 所得税法(2第1項各号に	し】減額返還期間又 ある方は、②裏面 、ご了承ください。 最型無利子奨学金につ 3和40年法律第33号)	よ猶予期間終了後 の「特別な支出」(の「特別な支出」() 第2条第1項第33号 これらのいずれかし	の返還の見通 こついても必 に定める控除:	しを記入してくた ず記入してくださ 奨学生証にその旨記 対象配偶者, 同項約	**************************************	りますので、ご確認く 対象扶養親族及び参	別紙可)

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

※返還期限の猶予については,適用希望月の前々月末までに願い出てください。

特別な支出がある方は必ず記入してください。

*	記載がない場合には、	特別な支出は認められません。

※ 年間収入が300万円(給与所得者以外は200万円)を超える方は、ホームページに

		別途掲載の「控	除計算表	」も利用するなど,	特に留意し	
特別なる	支出	過去3か月に支出	出した金額	質(累計)を記入してぐ	ください。	
ア	奨学生本	人の加療期間6か	月以上の何	傷病にかかる医療費		円)
1		「扶養している親族 いかる医療費	の加療期間	間2週間以上の	(円)
ウ	父, 母へ	の生活費補助				円)
工	2親等以	内の親族(配偶者,	子を除く)·	への生活費補助		円)
オ	(費〕〔	円)	団 の支出が必要な理	!曲	
カ	(費] [円)	力 の支出が必要な理	!曲	

追加の書類の提出を依頼する場合もあります。

審査の結果、認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

費] [円] 目 の支出が必要な理由

同意事項·注意事項 減額返還を希望する方は、必ず確認してください。

奨学金│減額返還│を希望する方は、以下の事項に同意の上、注意事項を確認し、ご提出ください。

- ○月賦以外の返還方法(年賦,半年賦,月賦・半年賦併用)で返還している方は,減額返還の承認に伴い, 月賦の返還方法に変更され、減額返還の終了後も継続されます。 月賦の返還方法による割賦金は、承認通知でご確認ください。
- ○減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用取消と し、減額返還適用前の当初割賦金を延滞額として算出した延滞金を加えた額を返還いただくことにな ります。

〔注意事項〕

#

- ※減額返還は、割賦金の1/2の額を2倍の期間で返還するもので、返還予定総額が減額されるものではあ りません。
- ※願出の時点で延滞している場合には適用されません。 (延滞を解消することにより願出が可能となります。)
- ※リレー口座加入者のみ利用可能です。未加入の方は、リレー口座手続きの終了後に、「預・貯金者控」(金 融機関確認印があるもの)のコピーを同封してください。
- ※「個人信用情報の取扱に関する同意書」が提出されていることが必要です。 未提出の方は、「個人信用情報の取扱に関する同意書」の内容を確認し、記入・押印の上、同封してください。 3か月以上延滞した場合、個人信用情報機関に個人情報が登録されます。

①表面

奨学生番号:

猶予 │ を希望する方のみ記入

7

8

9

【提出前チェックシート】 減額返還願·返還期限猶予願

減額返還・猶予願を提出する前にもう一度間違いがないか確認し、「はい」に○をしてください。

☆このチェックシートは減額返還願または猶予願と一緒に提出してくだる

【複数の奨学生番号をお持ちの方】

- すべての奨学生番号について減額返還または返還期限の猶予を 願い出る場合
- →1枚の願出用紙で願出可能です。チェックシートも1枚で結構です。
- ある奨学生番号については減額返還を願い出し、別の奨学生番号
- が必要

氏	名: Cついては返還期限の猶予を願い →減額返還及び返還期限の猶予それ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	こぞれに願出用紙の記入
	です。チェックシートも2枚ご提出	ください。
項番	点検事項	左の項目を確 認し,「はい」 を○で囲む
減額边	区還・猶予 共通	
1	黒または青のボールペンで記入しましたか。※鉛筆での作成は不備となり返送されます。	はい
【願出様	式の表面】	
2	「奨学金減額返還願」,「奨学金返還期限猶予願」のうち,いずれかのみに□に√を入れましたか。 ※ある奨学生番号については減額返還を願い出し,別の奨学生番号については返還期限の猶予を願い出る場合は,減額返還及び返還期限の猶予それぞれ,願出用紙の記入が必要です。	はい
3	日付を記入しましたか。※作成した年月日を記入してください。	はい
4	奨学生番号を記入し、全奨学生番号の審査を希望するか、記入した奨学生番号のみ審査を希望するか、選択しましたか。 ※全奨学生番号にチェックが入っていない場合は、記入された奨学生番号のみ審査対象となります。 ※全奨学生番号を希望する場合は、すべての番号を記入してください。	はい
5	氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先に記入間違いはないですか。 ※改姓、住所変更、勤務先変更がある場合は、作成日現在の状況を記入してください。 登録を変更します。	はい
6	押印しましたか。 ※押印漏れは不備となり返送されます。	はい
減額	区還 を希望する方のみ記入	
7	希望減額返還期間を、希望する年月から1年(12か月)以内で2・4・6・8・10・12か月間のいずれかになるように記入していますか。 ※希望期間が奇数の場合は12か月以内で1か月加算されます。	はい
8	所得証明書が添付されていますか。 ※新卒・在学猶予切れ、外国居住の低所得者は添付証明書が異なるので証明書一覧で 確認してください。	はい
9	【8で年間収入300万円(所得200万円)を超えており、以下の事由に該当する方のみ】 傷病、失業、災害、減給無給に該当する方は、当該事由に該当する証明書も添付していますか。	はい

添付した証明書は願出の事由に合っていますか。 はい ※証明書一覧またはホームページで添付証明書を確認してください。 添付した証明書は希望の猶予期間に合っていますか。 はい

はい

希望猶予期間は、次回返還期日または希望する年月から1年以内を記入していますか。

減額返還・猶予 共通

10	願出の事由を選択していますか。	はい
11	事情欄の記入内容は選択した願出の事由と合っていますか。	はい
12	事情欄には現在返還が困難である事情を,収入支出の具体的な金額を用いて,詳しく 記入してありますか。	はい
13	事情欄には今後の返還の見通しについて記入してありますか。	はい

所得連動返還型無利子奨学金の猶予を希望する方のみ記入

14	申告欄の 私は、控除対象の配偶者又は扶養親族となって □いる □いない に 々 をしましたか。 ※ここで言う被扶養者とは所得税法上の被扶養者であって、健康保険の被扶養者ではありません。	はい
15	事情書を作成し、必要な証明書を添付しましたか。 ※14で控除対象の配偶者又は扶養親族となっていると申告した方のみ。	はい

【願出様式の裏面】

特別な支出がある方 のみ記入

16	医療費の支出がある方は、過去3か月に支出した金額を⑦、 ①にわけて記入しましたか。	はい
17	生活費補助の支出がある方は、過去3か月に支出した金額を回、国にわけて記入しましたか。	はい
18	16,17以外に特別な支出がある方は、過去3か月に支出した金額を団〜目に記入し、その支出が必要な理由を記入しましたか。	はい

給与所得者で年間収入が 300 万円(自営業等の給与所得者以外は年間所得 200 万円)を超える方 のみ記入

19	年間収入が300万円(給与所得者以外は200万円)を超える方は、「年間収入が300万円(給与所得者以外は200万円)を超える方のための控除計算表」で控除額を計算し、300万円(200万円)以下となることを確認しましたか。	はい
----	--	----

減額返還 を希望する方のみ記入

20	「個人信用情報の取扱いに関する同意書」(以下,「同意書」という。)を提出していますか。 過去に提出したことがない場合,今回同封していますか。 ※同意書の提出がなければ、減額返還の願出を受付できません。同意書はホームページなどで 取得可能です。 過去に貸与終了した奨学金を含め、奨学生番号ごとに1枚ずつ提出する必要があります。	はい
21	リレー口座に加入していますか。 ※これまで加入していなかった場合,延滞とならないよう払込取扱票でゆうちょ銀行(郵便局)から送金し,払込受領証(受領印があるもの)のコピーと,リレー口座加入申込書の預・貯金者控え(金融機関確認印があるもの)のコピーを同封してください。	はい
22	延滞なく返還していますか。 ※延滞している方は,事前にリレー口座振替等で延滞を解消してから願い出てください。	はい
23	同意事項・注意事項は、すべての事項をよく読み確認しましたか。	はい

- ○記入漏れや記入不備、証明書不備等は返送されます。
- ○返送となった場合は、改めて願い出ることになります。
- ○その間、リレー口座による振替や請求書の発送及び督促を止めることができません。

【提出先】

〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7

独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金事業部 返還猶予課

ホームページの掲載内容もご確認いただくなど、返送とならないように十分ご注意ください。

減額返還について URL http://www.jasso.go.jp/henkan/gengakuhenkan.html 返還期限の猶予について URL http://www.jasso.go.jp/henkan/yuuyo/index.html

※楷書ではっきり記入してください。

	在	学期間	間短 縮 届			
日本学生支援機構理事長	殿			年	月	日
下記のとおり、届出済みの在	学期間を短	縮しますので	ごお届けします。			
奨学生番号						
フリガナ						
氏 名			印			
生年月日 年 住 所(〒 -		Н				
自宅電話番号			携帯電話番号			
e-mailアドレス						
(在学期間短縮の内容)						
在学猶予を受けている学校名						
入学年月		年	月			
当初の卒業予定年月		年	月			
短縮後の卒業又は退学等年月		年	月			
在学期間短縮の理由 (該当を○で囲んでください。)	早期卒業	・退学				

(注)「短縮後の卒業又は退学等年月」から6か月経過後に返還が開始となります。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

※楷書ではっきり記入してください。

独立行政法人 日本学生支援機構 理事長 殿

奨 学 金 減 額 返 還 短 縮 願 奨学金返還期限猶予短縮願

年 月 日

現在,下記奨学金は減額返還もしくは返還期限猶予の承認期間中ですが,通常の割賦金額での返 還再開をお願いします。

記

奨学生番号 (短縮希望の奨学生番号をすべて記入)

通常返還の開始年月

携带電話番号

年月より返還開始 ※減額返還については、原則、偶数回数分の返還が終了した翌月から変更となります。

※ 通常返還再開期日の前月末日までに提出してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与事業(返還業務を含む)のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、連帯保証人、保証人、学校、金融機関及び業務委託先に、また、機関保証制度加入者の本人連絡先情報が本人以外の連絡先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証制度加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。

トップページ

89072 0 belo

機構からの情報提供について

機構から、ホームページとモバイルサイトにおいて、 随時情報提供をしています。 自身の奨学金の返還について、登録事項の確認について、 各種願出等について ぜひご活用ください。

1. 日本学生支援機構(JASSO)のホームページ

トップページはもとより、「奨学金」関係のページにおいて随時様々な情報を提供し、様式の掲載等を行っています。奨学金に関するお問い合わせには、まずこちらをご覧ください。

○ アドレス http://www.jasso.go.jp

○ 主な情報内容

リレー口座振替日.

各種願出用紙 (ダウンロードしてご利用ください。),

「返還を始める皆さんへ」の動画の掲載。

「返還のてびき」の掲載

よくある質問

(お電話等の

前に確認を!)



□ 日本学生支援機構

2. 日本学牛支援機構(JASSO) モバイルサイト

モバイルサイトからも、リレー口座振替日、奨学金の制度のことなどの情報を手軽に閲覧ができます。メールマガジンも配信していますので、便利でタイムリーな奨学金の情報を得ることができます。 奨学生はもちろん奨学金に関心のある方はすべて登録できます。

- モバイルサイトアドレス http://daigakujc.jp/jasso
- QRコードを認識できる携帯電話を持っている場合は、 右のQRコードからアクセスできます。



10

3. スカラネット・パーソナル

「スカラネット・パーソナル」(**略称:スカラネットPS**)とは、奨学金を受けている方や、奨学金 を返還している方が、現在の自分自身の奨学金に関する情報や登録されている内容を閲覧したり、転 居・改姓・勤務先変更等(返還中の本人のみ)の届出ができるサービスです。詳細については、機構 ホームページのリンクからアクセスしてください(55頁1参照)。

初めてアクセスする人は、スカラネットPSのトップ画面から新規登録が必要です。

なお、スカラネットPSは、奨学金の貸与から返還まで様々な場面において活用いただけるよう、 今後も機能の追加等を検討しています。

(1) 新規登録時の注意事項

ログイン画面の「新規登録」ボタンをクリックした後に 表示される「スカラネットPS確認情報入力」画面にお いて、奨学金貸与中の人は奨学金の振込口座を、返還中 の人はリレー口座を入力する必要があります。その後. ユーザIDとパスワード設定を行います。

- (2) 現在の閲覧できる情報内容
 - <貸与中の場合>

貸与月額,貸与期間,貸与総額(予定), 金融機関情報, 保証情報等

<返還中の場合>

返還総額 (元金), 返還残回数, 現在請求金額, 金融機関情報 保証情報等

- (3)「奨学金減額返還願·奨学金返還期限猶予願」作成機能 返還中の方へのサービスとして「奨学金減額返還願・奨 学金返還期限猶予願しの作成ができます。
- (4) 「転居・改姓・勤務先変更等(本人のみ)」の届出機能 平成24年8月より返還中の本人について、「転居・改姓・ 勤務先変更等」の届出ができるようになりました。
- (5) 今後, 追加される機能(予定) 返還中の人の繰上返還申込の受付. 機構からリレー口座振替日等のお知らせメールの配信等 ※詳細は決まり次第機構ホームページでお知らせします。



30

10

20

寄附金募集のご案内

日本学生支援機構では、皆様から寄せられた寄附金を学生支援寄附金として優秀学生顕彰事 業をはじめ、次代の社会を担う学生を支援するために活用させていただいております。

本機構の理念や事業内容をご理解いただき、ぜひご協力をお願いします。

- ◆ 本機構への寄附金は、「特定公益増進法人」への寄附として、税制上の優遇措置が認められ ています。
- 寄附金についての詳細は、本機構のホームページをご覧ください。

寄附 日本学生支援機構 検索 http://www.jasso.go.jp/kouhou/kihukin/ 政策企画部 広報課 寄附金担当

お問い合わせ先について

わからないこと, 知りたいことがあれば, まず機構のホームページをご覧ください (55 頁参照)。

制度や様式の改正等は機構のホームページでご案内します。 制度や手続きの説明,よくある質問 (FAQ)についても掲載しています。 各種届出用紙もダウンロードできます。

⇒ http://www.jasso.go.jp

電話による相談・届出先

日本学生支援機構 奨学金返還相談センター

● 0570-03-7240(ナビダイヤル・全国共通) 8:30 ~ 20:00 月曜~金曜(土日祝日・ 年末年始を除く)

※返還誓約書についてのご質問(保証人に関する照会等)は在学する学校へお問い合わせください。

※ PHS, 一部携帯電話, IP電話, 一部アナログ回線電話及び海外からの電話は03-6743-6100をご利用ください。

	こんなことが起きたら	必要手続	提出方法		
	引っ越しました	転居届→3頁,様式41頁			
+	電話番号(自宅、携帯等)が変わりました	転居届→3頁,様式41頁	機構に郵便,FAXで提出		
本人	氏名が変わりました	改氏名届→3頁,様式41頁	電話(ナビダイヤル)による届		
	就職しました/勤務先が変わりました	勤務先(変更)届→3頁, 様式41頁	出もできます		
津	連帯保証人,保証人の住所,電話番号が 変わりました	転居届→3頁,様式41頁	機構に郵便,FAXで提出 電話(ナビダイヤル)による届		
帯保	連帯保証人、保証人の氏名が変わりました	改氏名届→3頁,様式41頁	出もできます		
連帯保証人	連帯保証人,保証人を変更したい	連帯保証人変更届→3頁, 様式42頁 保証人変更届→3頁, 様式 43頁	届,必要書類を添えて機構に郵 便で提出		
本人連以絡	「本人以外の連絡先」の氏名,住所,電 話番号が変わりました	転居届→3頁,様式41頁	機構に郵便, FAXで提出 電話 (ナビダイヤル) による届 出もできます		
外先の	「本人以外の連絡先」の人を変更したい	本人以外の連絡先(機関保 証)変更届→3頁,様式44 頁	届を機構に郵便で提出		
	返還が滞りそうです (病気, 災害, 経済的事情等で)	奨学金減額返還願・奨学金 返還期限猶予願→8頁,様 式49・50頁	願に必要書類を添えて機構に郵 便で申請		
返還手続	繰上返還したい	繰上返還申込書→4頁,様 式45頁	機構に郵便, FAXで提出 電話 (ナビダイヤル) による届 出もできます		
手続	複数の奨学金の返還期間を長くしたい	奨学金返還期間変更願→4 頁,様式46頁	機構に郵便で提出		
	リレー口座を変更したい	リレー口座加入申込書の請 求→3頁	用紙を機構のホームページから 請求して入手後,金融機関の窓 口にて手続		
	進学(留年)しました	在学届→7頁,様式48頁	在学している学校へ提出		
返還	自分の返還残額を知りたい	あるいは振替案内(原則とし			
明細	次回の返還期日を知りたい	モバイルサイトメールマガジンに登録または機構のホームページ, あるいはポケットカレンダーを見る			

- ◆ スカラネット・パーソナルで、本人の転居・改姓・勤務先変更等についての届出ができます(56 頁参照)。
- ◆ 詳しい提出先は39頁をご覧ください。